

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社 網屋

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	14
2. 事業等のリスク	17
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
4. 経営上の重要な契約等	27
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	36
第5 経理の状況	50
1. 財務諸表等	51
(1) 財務諸表	51
(2) 主な資産及び負債の内容	89
(3) その他	91
第6 提出会社の株式事務の概要	92
第7 提出会社の参考情報	93
1. 提出会社の親会社等の情報	93
2. その他の参考情報	93
第二部 提出会社の保証会社等の情報	94
第三部 特別情報	95
第1 連動子会社の最近の財務諸表	95
第四部 株式公開情報	96
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	96
第2 第三者割当等の概況	97
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	97
2. 取得者の概況	99
3. 取得者の株式等の移動状況	104
第3 株主の状況	105
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年11月18日

【会社名】 株式会社網屋

【英訳名】 AMIYA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 伊藤 整一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

【電話番号】 (03)6822-9999

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 行博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

【電話番号】 (03)6822-9999

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 行博

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	1,541,049	1,560,428	1,698,250	1,309,990	2,161,981	2,314,581
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	55,260	33,414	45,861	△105,945	129,167	185,808
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	63,356	15,163	31,333	△82,704	76,186	125,931
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50,000
純資産額 (千円)	300,873	296,687	326,928	244,224	337,110	472,922
総資産額 (千円)	1,170,209	1,079,662	1,186,691	1,144,502	1,435,688	1,863,216
1株当たり純資産額 (円)	70,101.04	72,985.78	80,663.43	60,257.64	96.05	132.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	14,761.64	3,669.71	7,717.52	△20,405.79	23.43	35.83
潜在株式調整後1株当た り当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.7	27.5	27.5	21.3	23.5	25.4
自己資本利益率 (%)	23.5	5.1	10.0	—	26.2	31.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	211,759	273,326
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△116,889	△97,302
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△11,296	217,611
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	—	—	—	—	528,184	921,819
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	66 (8)	79 (6)	82 (12)	84 (15)	94 (35)	111 (33)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第20期、第21期、及び第22期は潜在株式が存在しないため、第23期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第24期及び第25期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。

6. 第23期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第20期、第21期、第22期及び第23期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員数を()外数で記載しております。
10. 第23期は決算期の変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。
11. 第24期及び第25期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、仰星監査法人により監査を受けております。なお、第20期、第21期、第22期及び第23期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、仰星監査法人による監査を受けておりません。
12. 2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第20期、第21期、第22期及び第23期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
1株当たり純資産額 (円)	87.63	91.23	100.83	75.32	96.05	132.46
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (△)	18.45	4.59	9.65	△25.51	23.43	35.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	—	—	—	—	—	—

2 【沿革】

1996年12月	東京都港区六本木に企業LAN/WANネットワークの設計・構築事業を行う「株式会社網屋」を設立
1998年6月	事業拡大のため、東京都中央区日本橋蛎殻町へ本社を移転
1999年1月	米国Lucent社のIPアドレス管理ツール『QIP』を販売開始（2016年8月 販売終了）
2005年9月	サーバアクセスログ製品『ALog ConVerter』を開発・販売開始。データセキュリティ事業を開始
2006年2月	事業拡大のため、東京都中央区新川へ本社を移転
2006年5月	『ALog ConVerifier for NetApp/EMC』を販売開始
2010年5月	『ALog ConVerifier for Database』を販売開始
2010年11月	クラウドVPNサービス『Verona』を販売開始。ネットワークセキュリティ事業を開始
2011年6月	大阪営業所を開設
2012年6月	台湾網屋股份有限公司を設立
2012年7月	リモートアクセス『Verona V-Client』を販売開始
2013年2月	『Verona』が日本テレワーク協会主催のテレワーク推進賞の「優秀賞」を受賞
2013年9月	クラウド無線LANサービス『Hypersonix』を販売開始
2013年10月	経済産業省/内閣府/総務省の情報化月間推進会議で、『ALog ConVerifier』が「経済産業大臣表彰」を受賞
2015年8月	事業拡大のため、東京都中央区日本橋浜町に本社を移転
2017年8月	統合ログ製品『ALog EVA』を販売開始
2017年10月	クラウドリモートアクセス『V-Client α』を販売開始
2018年10月	サービス全体の総称を『Network All Cloud』とし、トータルソリューションとして販売開始
2019年10月	AI機能を搭載した『ALog V8』をリリース
2020年4月	研究開発施設として北海道大学構内にさっぽろ研究所を開設
2020年5月	米国Ubiquiti社のネットワーク製品『Unifiシリーズ』を販売開始
2020年11月	台湾網屋股份有限公司を事業集約のため清算

3 【事業の内容】

革新性の高いDX（デジタルトランスフォーメーション）（注1）化の実現には、情報漏洩やサイバー攻撃に対抗した高度なセキュリティ対応が不可欠です。また、企業の働き方は、テレワークなど場所を限定しないニューノーマルなワークスタイル（注2）へと変化しており、安全性と可用性を両立した新しいICT（情報通信技術）（注3）インフラの対応も欠かすことができません。当社は、このような社会環境変化の中、AIやクラウド環境を活用して、「通信」と「データ」を守るセキュリティソリューションプロバイダとして、お客様のDX活動を支援しております。

当社の強みは、自社開発の製品/サービスが提供できるテクノロジーメーカーであることです。自社開発の推進による高い利益率が特長で、収益は保守やサービスなどによるストック構造によって安定したリカーリングモデル（注4）を実現しております。また、お客様は国内の上場企業が中心で、販売代理店も大手ITベンダーであるため、安定した債権回収体制をもちます。

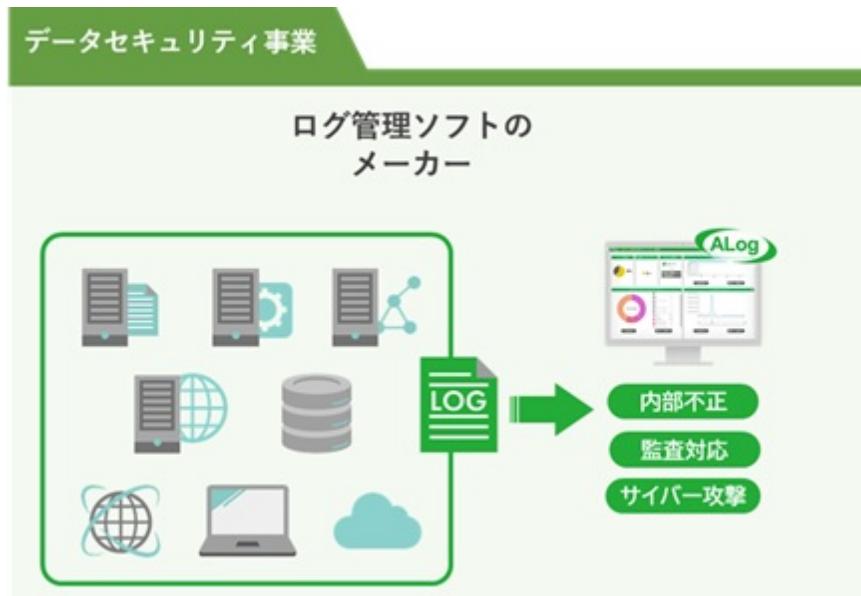
当社の事業は、“重要データの記録”に着目し、AIテクノロジーをログ分析に活用して、お客様のセキュリティレベルを向上する「データセキュリティ事業」と“ICTインフラのクラウド化”に着目し、SaaS（注5）ネットワークでセキュリティを向上する「ネットワークセキュリティ事業」で構成しております。



<データセキュリティ事業>

「ログ管理」は、監視ビデオと同じように事件後の追跡素材や証拠資料として重要な役割を担います。例えば、社内関係者によるデータの持ち出しの監視、外部からのサイバー攻撃検知、テレワーク下での労務管理など、あらゆる企業運営に関わる挙動に対してログが利用されております。

当事業では、そのようなセキュリティに関するあらゆるログを管理できるソフトウェアを開発・販売しております。



『ALogシリーズ』には、以下のラインナップがあります。

- ① ファイルサーバアクセスログ管理 『ALog ConVerter』（エーログ コンバータ）
- ② 統合ログ管理 『ALog EVA』（エーログ エヴァ）

① 『ALog ConVerter』（エーログ コンバータ）

『ALog ConVerter』は、情報漏洩など内部不正の抑止のために使用されるログ管理製品です。重要データが格納されている大規模なファイルサーバやストレージサーバの操作を記録するものとして利用されます。誰がいつどこでファイルを編集したのか、削除したのか、持ち出したのか、を記録することで、社内からの情報漏洩を監視・抑制できるようになります。



主にファイルサーバなど、
共有サーバ上の操作ログを記録する製品

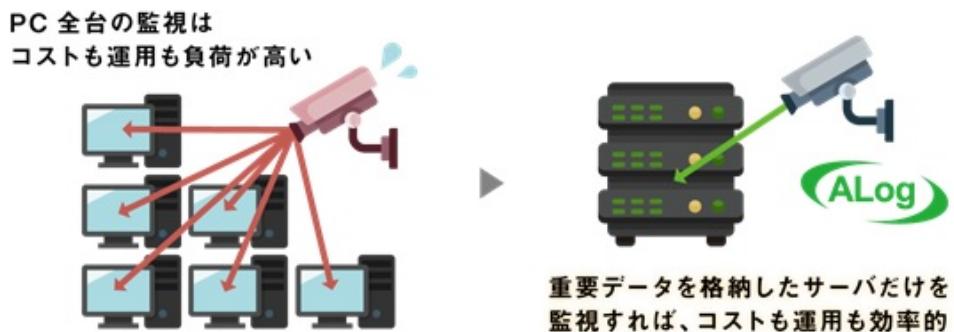


特長は、複雑なログを分かりやすく視認できるものに分析変換する加工技術です。他社製品の多くは大量かつ複雑なログをそのまま記録保管するのみですが、『ALog ConVerifier』はそれを見える化できる解析処理技術を有しており、分かりやすいログとして表現できるため、有事の際の即時検知が実現します。



同様のログ管理製品では、パソコンからログを取得するPCログ管理製品が御座います。PCログ管理製品の場合、PC全台にエージェント（注6）システムを設置して全てを監視する必要があり、運用の手間が相当にかかります。また、PC台数分のライセンスを必要とするため、高額なコスト負担がお客様に発生します。

『ALog ConVerifier』は、重要データが保管されている『ファイル共有サーバ』に焦点をあて、PC全台の監視を要さず、導入の容易性と低価格化を実現しました。さらに、従業員を監視せずにデータのみを監視できるようになるため、プライバシーを保護した形でセキュリティ対策ができるようになります。



② 『ALog EVA』（エーログ エヴァ）

『ALog ConVerifier』がファイルサーバのログ管理に特化していたため、ファイルサーバ以外でもあらゆるログを広範囲に管理できる製品を提供するべく、『ALog EVA』を開発しました。『ALog EVA』はあらゆるサーバやネットワーク機器などのログを管理する製品で、統合ログと呼ばれるカテゴリの製品に属しております。複雑な設計を要さないように予め設計済みのテンプレートを標準提供しており、サイバー攻撃検知やテレワーク下での勤怠管理などが簡単にログから実装できます。

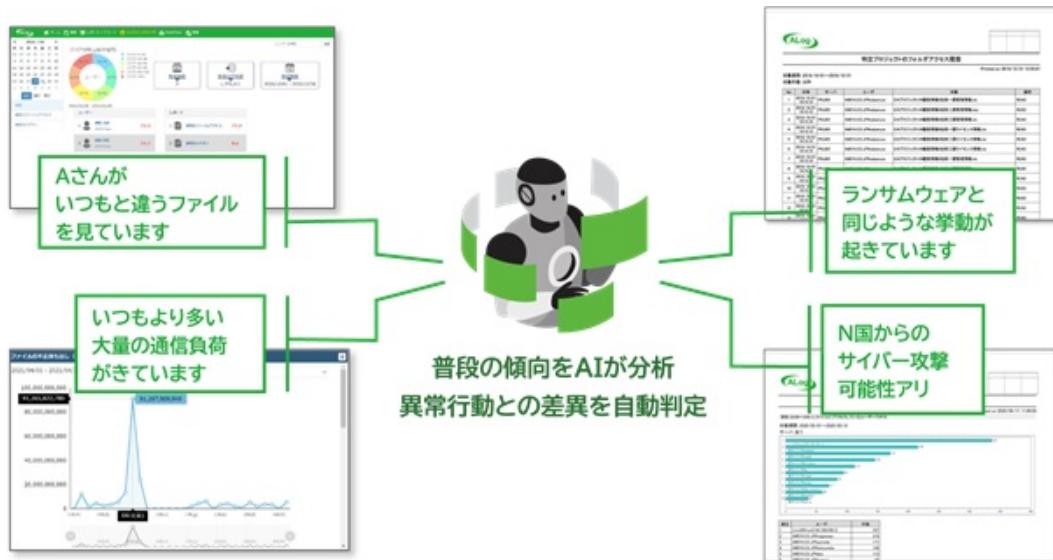


従来のログ管理製品は、大量かつ複雑なログを効果的に活用出来ずにいました。当社では、ログの整理化、意味付け、活用方法を展開したテンプレートを標準付帯した「自動化パック」を提供しております。

ランサムウェアなどサイバー攻撃の即時検知に対応した「サイバー攻撃自動検知パック」、企業が導入を加速させているクラウドソリューションMicrosoft365の挙動監視ができる「Microsoft365対応パック」などは、今後も需要が高まる分野に適合したテンプレートです。



また、いざれの製品にも最新版から『AI機能』が搭載され、いつもと違う不審/不穏な挙動を過去のログから自動判定する機能を提供しております。事後追跡としてのログの活用から、予兆検知による不正の未然防止として利用できるようになりました。



「データセキュリティ事業」は、「ソフトウェアライセンス」「ソフトウェア保守」「導入作業」が主な収入です。初期に「ライセンス費/年間保守費/導入作業費」を一括で販売し、次年度以降、毎年ソフトウェア保守料を販売するリカーリングモデルです。

<ネットワークセキュリティ事業>

当事業は、主に企業のLAN/WAN（注7）などのICT通信インフラネットワークを設計・構築する事業です。オフィスのサーバ/ネットワーク構築、拠点間接続、テレワーク用のリモートツール（注8）など通信に関するテクノロジーの提供を行っております。

提供形態は、お客様先へ出向いて設計・構築・工事を行うネットワークインテグレーション（注9）のモデルとお客様のインフラ環境をクラウドから運用代行するSaaSモデル『Network All Cloud』があります。

① ネットワークインテグレーション

ネットワークインテグレーションは創業から一貫して提供してきた事業で、個別のニーズに合わせてオーダーメイドの企業LAN/WANネットワークを提供します。主に病院関連の実績が多く、院内LANの設計ノウハウを多く所有している点が特徴です。



② 『Network All Cloud』

『Network All Cloud』は、ICTネットワークの構築・運用をクラウド上から遠隔で行うことで、現場に行かせずに運用できるサービスです。企業ネットワークに必要となるVPN（注10）ルータ、ファイアウォール（注11）、スイッチ（注12）、無線LANアクセスポイント（注13）などを当社がクラウド上から遠隔で運用を行う仕組みで、お客様はSaaS上のWeb画面から状態を確認するだけで、ネットワークの運用が実現できます。

遠隔対応ができるため、全国拠点を持つ小売/外食・営業所・教育機関・塾・医療機関などに利用されております。



『Network All Cloud』には、以下のラインナップがあります。

- a クラウドVPNサービス『Verona』（ヴェローナ）
- b クラウド無線LANサービス『Hypersonix』（ハイパーソニックス）
- c クラウド情報システム支援サービス「Runninng Supporter」（ランニングソポーター）

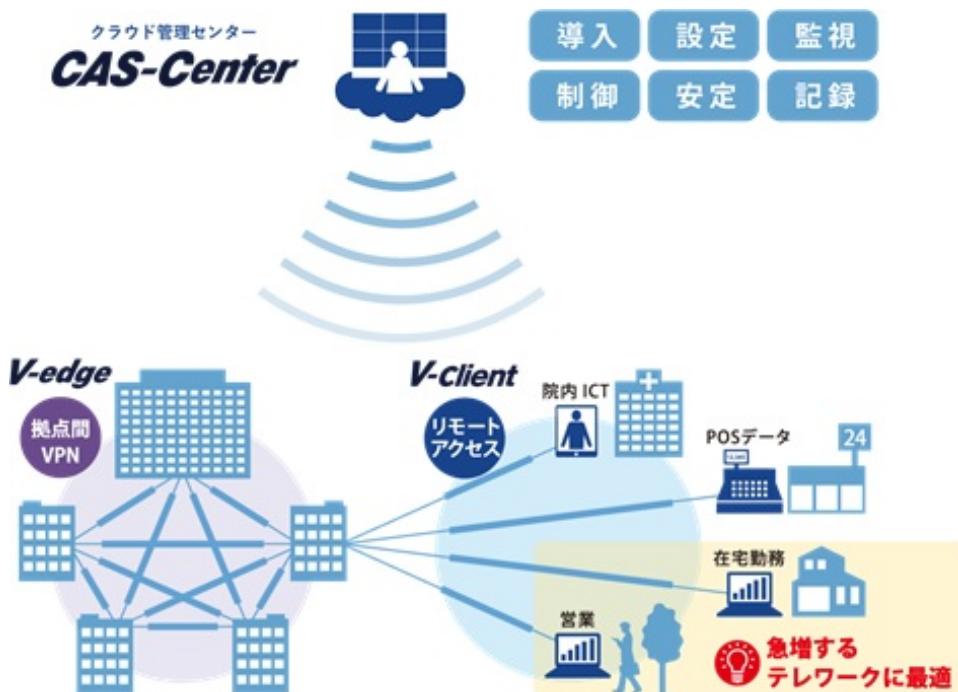
a 『Verona』

クラウド上からインターネットVPNサービスを設計構築/運用するサービスです。拠点間VPNやソフトウェアVPN用に利用され、テレワーク業務などで必要となる「企業=自宅間」の遠隔秘匿通信にも適しております。

従来のVPNでは、エンジニアが現地に訪問し、手動でVPN機器を設定しなければなりませんでした。Veronaはクラウド上から自動で設定情報の配布が行えることに加え、初期構築・設定変更・障害対応、更にはファームウェアのアップデートもクラウド上から一括で実施が可能なため、お客様の運用負荷を大幅に削減できます。

また、従来のVPNは、通信を暗号化するだけの簡易機能のものが多く、デバイス端末への使用制限などはできず、脆弱さを伴ったものでしたが、Veronaでは、特定の端末のみしか通信させない「証明書認証（注14）機能」や通信時にのみ通信ポートを開放する「ダイナミックポートコントロール機能」などのセキュリティ機能を持ち、ゼロトラスト（注15）アーキテクチャ（注16）に沿った新しい暗号通信の仕組みを有しております。

なお、当サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響による「テレワークの急激な増加」に伴って、需要が高まり、2020年12月期には、導入社数が前期比で84%増加しております。



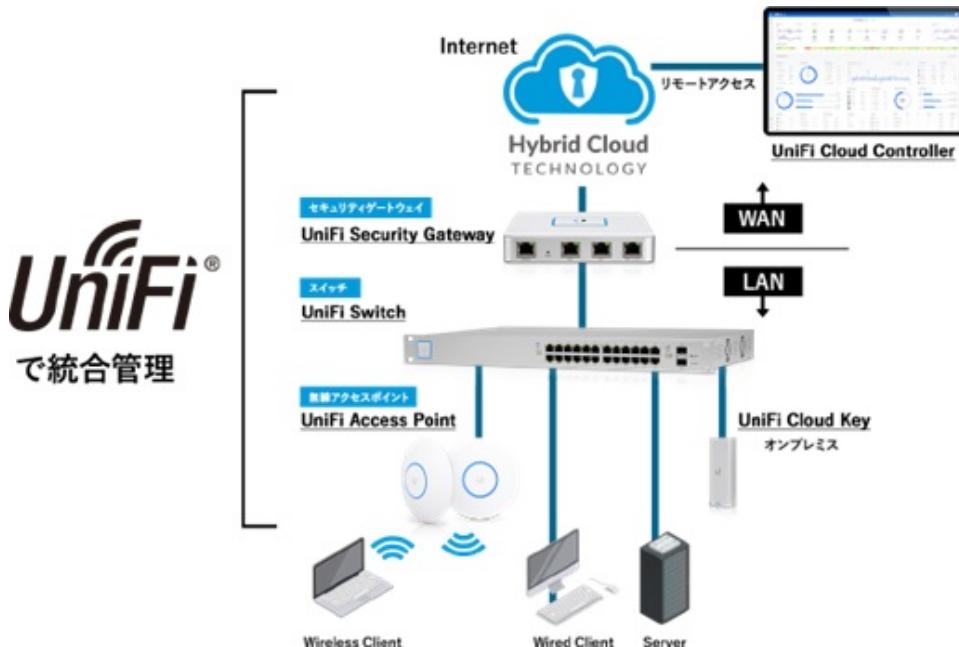
b 『Hypersonix』（ハイパーソニックス）

無線LANをクラウド上から設計構築/運用するサービスです。オフィスや店舗/工場/教育機関/医療機関など多拠点環境下にあるWiFiを快適安全に運用します。主な特長は、複数の機器を用途/環境に合わせて柔軟に選択できる点です。一般的な無線LANクラウドサービス事業者では、自メーカーの単一機器だけを取り扱うケースが多く、機器の相性や環境依存などで導入が結実しないこともあります。柔軟性や拡張性に問題を抱えていました。当社のサービスは、希望の用途や規模に合わせて、複数のメーカー機器を選択・利用することができます。



<Ubiquiti UniFi (ユビキティ ユニファイ) >

クラウドネットワークサービスを牽引する、グローバル販売実績上位の米国Ubiquiti社の「UniFiシリーズ」の国内販売代理契約を締結しました。価格競争力も高く、クラウドネットワークに適した機能を有していることから、当社では、サービス提供用の機器として利用しております。また、国内における機器の物販販売も開始しました。



c 『Running Supporter』 (ランニングサポート)

お客様の情報システム業務全般を代行／支援するサービスです。人材を派遣せず、低コストでお客様の情報システム担当の代理業務を行っております。ネットワーク・サーバ機器のメンテナンスや既存保守の取り纏め、他社からの提案に対する査定まで、機材の購入ルートや購入経緯に関わらず、お客様の情報システム担当に代わって対応します。

「ネットワークセキュリティ事業」は、初期に機器を販売し、その機器を使ったクラウドネットワークシステムの使用料としてサービス利用料を毎年受領するリカーリングモデルです。

[用語解説]

注1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

Digital Transformationの略称。企業がデジタル技術の活用によって、ビジネス環境の変化に対応し、顧客、社会のニーズを適切にとらえ、製品、サービスまた、ビジネスモデルに変革をもたらすとともに、組織や業務プロセスを変革し、企業の競争優位性を確保すること。

注2 ニューノーマルなワークスタイル

勤務場所や勤務時間、雇用形態などについて、これまでにない新しい働き方、勤務形態のこと。

注3 ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略称。インターネットに代表される、人々がコミュニケーションを図るための通信に関する技術。

注4 リカーリングモデル

継続的な商品やサービスの提供を通じて、継続的に収益を得るビジネスモデルのこと。

注5 SaaS

Software as a Serviceの略称で、「サーズ」または、「サーク」と読む。ソフトウェアを利用者側に導入するのではなく、サービス提供者側で導入・稼働しているソフトウェアを利用者がインターネット等を介してその機能を利用するサービス形態のこと。

注6 エージェント

エージェントは、「代理人」を意味し、IT分野では、利用者や他のシステムに代わって、指定された情報を自動的に取得するなど、代理で動作するソフトウェアのこと。

注7 LAN/WAN

LANはLocal Area Network、WANはWide Area Networkの略称。LANは企業内や家庭内などある一定の限定されたエリアにおいて、接続可能なネットワークのこと。WANは、インターネットなど物理的、地理的に離れた地点間をつなぐネットワークのこと。

注8 リモートツール

パソコンなどの機器から地理的に別の場所にあるサーバやパソコンを操作するためのソフトウェアのこと。

注9 ネットワークインテグレーション

企業や団体などが利用する通信ネットワークの設計や構築、運用、保守などの業務を行うサービスのこと。

注10 VPN

Virtual Private Networkの略称。暗号化技術などによって、インターネット上に作り出された仮想の専用ネットワークのこと。

注11 ファイアウォール

企業内にある内部ネットワークとインターネットのような外部ネットワークなど、ネットワークの境界線上に設置し、通信を許可するか否かを判断し、制御する仕組みをもった装置またはソフトウェアのこと。

注12 スイッチ

スイッチングハブを指す。通信ネットワークにおいて、通信を中継する装置の一つであり、データを受け取り、宛先を識別して、関係する機器にデータ送信する機能を有する通信機器のこと。

注13 無線LANアクセスポイント

通信ネットワークの末端に設置し、パソコンやスマートフォンなどの機器から無線を使った接続要求を受け付け、通信ネットワークへの通信を仲介する機器のこと。

注14 証明書認証

パソコンなどの機器にあらかじめ電子証明書を導入しておくことで、その電子証明書を持っている機器からの接続のみを許可する仕組みの認証のこと。

注15 ゼロトラスト

社内ネットワークと社外ネットワークに区分してセキュリティ対策を講じるのではなく、「何も信頼しない」という前提のもとセキュリティ対策を講じるという考え方のこと。

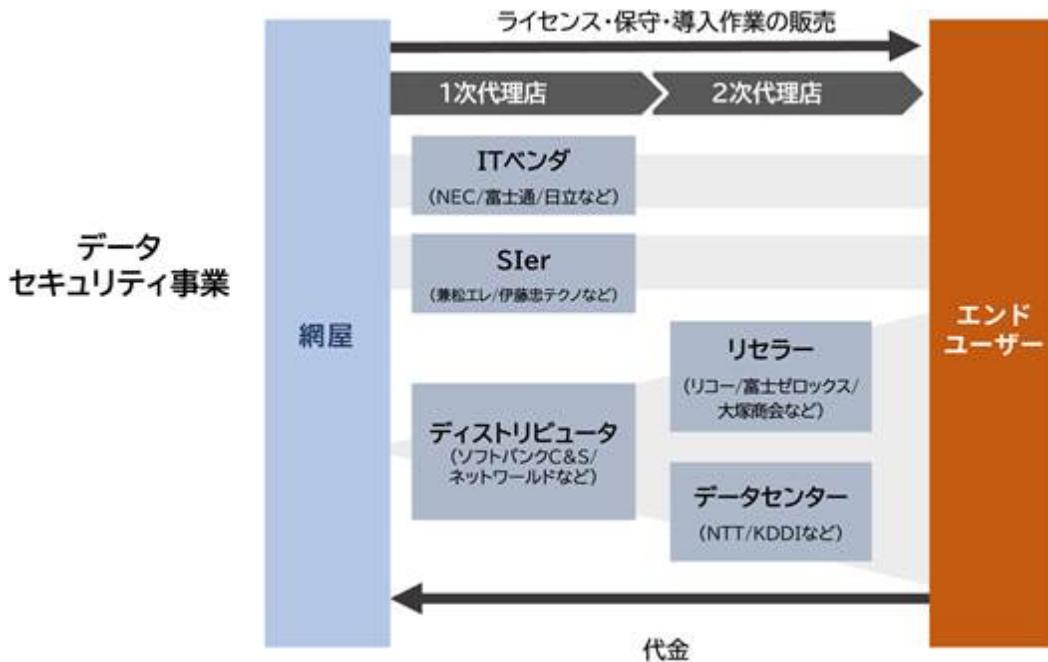
注16 アーキテクチャ

コンピュータやソフトウェア、システムなどにおける基本的な構造や設計、動作原理などのこと。

[事業系統図]

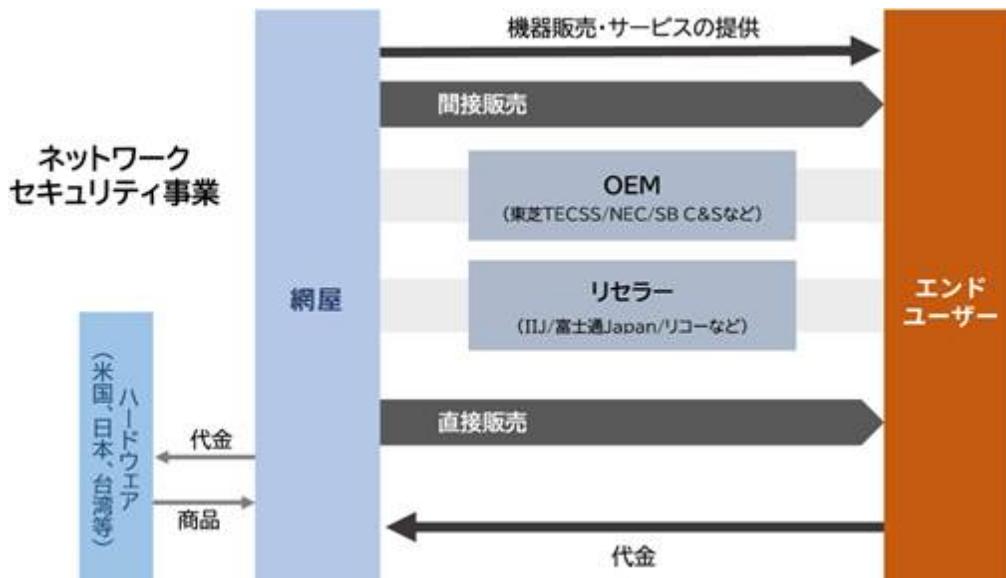
<データセキュリティ事業>

当事業で販売する製品は、富士通株式会社、NetApp合同会社、デル・テクノロジーズ株式会社などのサーバハードに付帯するセキュリティソフトウェアであるため、そのようなハードベンダー、またはそれらを再販売するディストリビュータ（流通業者）などが、主な販売代理店です。いずれも大手企業のため、当社の債権回収リスク低減にもつながっております。2020年度の直間比率はそれぞれ「直接販売：間接販売=3%：97%」で、販売代理店を経由した間接販売が中心の事業となります。



<ネットワークセキュリティ事業>

当事業では、機器販売売上とクラウドサービス売上があります。初期にネットワーク機器を販売し、その機器を含めた運用をクラウド上から行います。クラウドサービスはサブスクリプション型で毎年継続して契約を必要とします。販売系統は、直接お客様に販売する「直接販売」と販売代理店を経由した「間接販売」があり、2020年度の直間比率はそれぞれ「直接販売：間接販売=58%：42%」です。間接販売にはOEMもあり、名称を変更して大手ベンダー商品として販売されております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
128 (35)	37.4	5.4	6,143

セグメントの名称	従業員数（人）
データセキュリティ事業	26 (3)
ネットワークセキュリティ事業	46 (14)
全社（共通）	56 (18)
合計	128 (35)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記載は、本書提出日現在、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「SECURE THE SUCCESS」をビジョンに掲げ、企業のDX化促進をセキュリティの視点から支援し、国産型のセキュリティ総合企業として、世界中に誰もが安心できる”安全・安心な情報通信基盤”の実現に向けて貢献してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、既存事業を着実に成長させ、セキュリティの総合企業として事業規模を拡大していくことを中期経営計画の目標としていることから、事業の成長を表す売上高と営業利益を重要な数値ととらえ、前年度からの成長率を重要な経営指標と考えております。

また、当社のビジネスモデルは、データセキュリティ事業におけるソフトウェアの保守料やネットワークセキュリティ事業におけるクラウドネットワークシステムのサービス利用料など、毎年継続した収益となるリカーリングモデルが当社事業の成長の基盤となることから、それぞれの継続契約率についても重要な経営指標と考えております。

(3) 経営環境

近年、国をまたいだ不正アクセスやテロリズムによるサイバー攻撃の被害が相次いでおります。また、東京都が2020年4月に実施した都内企業（従業員30人以上）に対するテレワーク「導入率」緊急調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、62.7%の企業がテレワークを導入しており、テレワークなどの新たなコミュニケーション手段に対しても「サイバーセキュリティ対策」の必要性が一層高まっております。警視庁が発表した「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、警視庁において検知したサイバー空間における脆弱性探索行為等は、2016年の1日・1IPアドレスあたり1,692.0件から、2020年には1日・1IPアドレスあたり6,504.4件と、約3.8倍に増加しており、今後においても、高度化を続けるサイバー攻撃の脅威の増加、また、インターネットに接続するデバイスの多様化/数量増加などを背景に、セキュリティビジネスの市場は長期的に伸長することが予測されております。当社を取り巻くこのような環境は、安全保障上の観点からも更なる拡大が見込まれます。

<データセキュリティ事業>

DX（デジタルトランスフォーメーション）による組織のデジタル化推進により、サイバー攻撃や内部不正への対策としてログ解析を行うSIEM（注1）製品や、働き方改革の促進などの目的で、様々なシステムのログから行動や統計を分析する統合ログ管理製品の市場は今後更に拡大することが予測されており、これらの機能を有する、当社「データセキュリティ事業」が提供するログ管理製品の需要も更に拡大することが見込まれます。

<ネットワークセキュリティ事業>

少子化による国内人口の減少に伴い、「ITエンジニアの慢性的な不足」が顕著になっており、企業がエンジニアを自社で雇用できなくなることで、外部業者への委託やクラウドの利用が今後一層必要とされます。このような環境下において、マネージド型（注2）やクラウド型のセキュリティサービスの市場は、高い伸長率で拡大していくことが予測されており、当社「ネットワークセキュリティ事業」が提供するクラウド型サービスの需要も今後更に拡大することが見込まれます。

[用語解説]

注1 SIEM

Security Information and Event Managementの略称。セキュリティ機器やネットワーク機器、サーバ機器などあらゆる機器から出力されるログやデータを一元的に集約し、それらのログやデータを組み合わせて分析することで、サイバー攻撃やマルウェア感染などのセキュリティ事象を検知し、通知することなどを目的とした仕組みのこと。

注2 マネージド型

利用するサービスだけでなく、そのサービスに必要となる機器やソフトウェアの導入や運用、保守などの業務についても一体的に提供するサービスのこと。

(4) 経営戦略等

セグメントごとの経営戦略は、以下のとおりであります。

<データセキュリティ事業>

① AIによる不正検知の自動化

従来まで、ログは情報漏洩やシステムトラブルといった「事後追跡」に利用されてきました。しかし、今後は予兆検知による「予防措置」にログの活用の場が広がっていくものと考えております。最新のバージョンでは、「AI機能」を実装し、過去のデータをAIが自動分析して、社員ごとや通信ごとに不正可能性をスコアリング（注1）化してリスクを予見できるようになりました。今後の更なる研究開発によって、作為的な不正や不可抗力のアクシデントを未然に予知する仕組みをお客様に提供し、ALogの更なる競争力強化に取り組んでいきます。

② 『ALog EVA』による統合ログ市場への進出

更なるお客様からのご要望に応えるため、「統合ログ市場」へ進出いたしました。この製品により広範囲のログ管理が可能となり、近年増加する「サイバー攻撃の原因究明」や「テレワーク時の社員の勤怠管理」にも対応できるようになります。『ALog EVA』は2017年の販売から堅調に伸長しており、引き続き需要が期待できます。

今後は、研究開発と販売促進プロモーションを更に強化し、ビッグデータ解析の標準製品となるよう機能強化を図ってまいります。

③ 自動化パックの提供

ログ管理市場には、「ログ＝専門技術が必要で難解、、、」という固定概念があり、一般的な知識で扱えない専門領域と捉えられております。そこで、当社は『サイバー攻撃自動検知パック』『Microsoft365対応パック』など定義済みのテンプレートを作成して、ログを「誰でも使える簡便な記録分析ツール」を目指し、開発を進めています。今後も、同様のパックを追加製作し、ビックデータ分析の標準製品として成立するよう、他社との差別化を図ってまいります。

<ネットワークセキュリティ事業>

① テレワーク用VPNの販売強化

新型コロナウイルス感染症の発生を皮切りに、総務省のテレワークの普及促進も後押しし、在宅での労働体系が一般化しました。それにより、セキュリティレベルの高いリモートアクセス（テレワーク/モバイル用の遠隔暗号通信ネットワーク）の需要が急速に増え、当社『Verona』サービスの契約数も例年と比較して高い伸長率となりました。

今後も恒常的なリモートワークの流れは変わらないと予想され、当社も更なるサービスの機能拡張と販売促進を行い、事業の拡張を図ってまいります。

② 無線LANサービスの販売強化

我が国において少しずつ浸透し始めていた在宅勤務のスタイルが、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に広まりました。それに伴い、企業の「オフィスのあり方」も見直しが進み、よりフレキシブルな勤務体系が要求されたことで、有線ケーブルを敷設せずに構築できる「無線LAN」の設備導入が加速しております。当社のクラウド無線LANサービス『Hypersonix』は、過去5年間で8倍の売上成長率、1,000社以上の導入を達成しました。今後も恒常的にニューノーマルオフィス体系が継続すると予想され、『Hypersonix』の販売促進を強化します。

③ 運用代行サービスの強化

少子化による国内人口の減少と比例する形で、ITエンジニア人材の不足も顕著になっております。経済産業省の推計によると、2030年までに約45万人のIT人材が不足すると言われており、企業は社内エンジニアの不足から、ネットワークセキュリティベンダーによる運用・監視への委託需要が一層強まると思われます。

企業のIT投資が、人材派遣型の労働集約モデルから、社内に人材や資産を持たないクラウドサービスにシフトする可能性は今後も高く、お客様の情報システム業務全般を代行／支援するサービス「Running Supporter」の需要は一層高まると考え、更なるサービス体制の強化、効率化に取り組み、事業を拡大してまいります。

④ Ubiquiti（ユビキティ）社 UniFi（ユニファイ）製品の販売開始

クラウドネットワーク機器のグローバル販売実績上位の米国Ubiquiti社製『UniFi』製品は、高性能なインターネットゲートウェイ（注2）、スイッチ、無線アクセスポイントをシームレス（注3）に統合管理できるSDN（注4）製品です。高性能ながらも価格競争力も高く、クラウドネットワークに適した機能を有していることから、当社のクラウドサービス内で利用する機器としてだけでなく、物販流通も今後積極的に展開し、新事業として新たな売上を期待しています。

[用語解説]

注1 スコアリング

収集したログデータをAIが自動分析して、リスクの大きさを数値化する処理のこと。

注2 インターネットゲートウェイ

インターネットに接続するために必要となるルータ機能に加え、セキュリティ機能などを備えた通信機器のこと。

注3 シームレス

サーバやネットワークの機器において、違いを意識することなく一体的に利用または管理できる状態のこと。

注4 SDN

Software-Defined Networkの略称。ソフトウェアを用いてルータなどのネットワーク機器やファイアウォールを一元的に管理、制御することで、柔軟かつ迅速にネットワーク構成を制御する技術の総称。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 人材採用と育成

当社は、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しており、積極的に人材の採用活動を行っております。しかしながら、サイバーセキュリティ対策の技術者、セキュリティシステムの開発者やネットワークを担当するシステムエンジニア、および新規事業の企画者等については、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAIを担当する技術の経験保有者の絶対数も少ないことから、優秀な人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用や大学との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育制度の受講を促進して高い技術力を獲得させ、その上で透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取ってまいります。

② 研究開発

毎期事業の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおります。本社における開発部隊と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学等と連携し、AIやビックデータ解析などの先端技術の共同研究も進めてまいります。各拠点における活動により当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。

④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）の国際規格であるISO/IEC 27001:2013（注2）の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、当期よりCISO（最高情報セキュリティ責任者）担当取締役をおき、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

[用語解説]

注1 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

注2 ISO/IEC 27001:2013

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 事業環境の変化について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社事業のセキュリティソフトウェア製品の開発と販売は、発売から十数年で急速にシェアが拡大いたしましたが、ITソフトウェア販売は、一般的に景気動向の影響を受けやすい傾向があります。当社では、データセキュリティ事業、ネットワークセキュリティ事業の複数事業を有する他、研究開発等を通じて、新たな製品・サービスを開発し、他社との差別化を図り、継続的な事業成長に努めております。しかしながら、国内の経済情勢の変化や景気の悪化等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 競合について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

サイバーセキュリティ市場は、成長業界であることから競合他社が多く存在しており、通信メガキャリアなど、巨大企業とも競合しております。この状況下において、当社ではサービスの開発、販売力の拡充、技術力の強化により、他社との差別化を図っておりますが、競争環境の激化により当社の製品またはサービスが他社に劣後する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 技術革新への対応について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：大

当社の主力のデータセキュリティ事業およびネットワークセキュリティ事業の事業領域は技術革新が著しい市場であり、当社ではこうした技術革新に対応し、競争力を維持するため、継続的に研究開発を行っております。しかしながら、研究開発の遅れ、あるいは当社想定を上回る速度での技術革新などにより、当社既存製品やサービスの陳腐化を招く可能性があります。この場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 新型コロナウイルス感染症の流行について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、お客様が事業継続の不安により、各種の経費削減の一環として、サイバーセキュリティ対策への投資に意欲的でなくなった場合、また、当社製品/サービスの現地導入作業の際にコロナ禍による接触敬遠の事情からその作業自体が実施できない場合、さらには当社の従業員等に罹患者が発生した場合には、受注契約数が減少して想定通りの売上を獲得できなくなる等、当社において事業が停滞した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ 半導体不足について

顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、在宅勤務によるノートパソコンや巣ごもり需要による大型テレビやゲーム機の販売拡大、自動車販売の回復等を背景に半導体の需要が増加しており、供給が間に合わず半導体の不足が生じております。当社ではネットワークセキュリティ事業にて取り扱う製品に関して、半導体不足の影響を考慮し、先行発注により在庫確保に努めています。しかしながら、半導体不足が長期化し、その影響により、納期遅延や調達価格の高騰となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 販売会社の依存について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社事業は、半数以上が再販事業者を経由した間接販売による売上です。再販事業者は、大手ITベンダーや大手流通サプライヤであり、多くが信用性の高い取引となります。その一方で、当社はエンドユーザーの購買決定及び購入時期において直接の関与度が低いため、再販事業者との定期的なミーティングを開催し、案件状況や購買確度、購入時期等の情報を収集し、受注予測に反映するとともに、営業同行等、再販事業社者のサポートを通じて、予測どおりに受注できるよう努めていますが、月度の受注予測において、再販事業者の売上計上遅延や

想定外の増減等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② システムトラブルについて

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

当社のネットワークセキュリティ事業は、インターネットを介してサービス提供を行うクラウドモデルの事業があり、このクラウドサービスの提供において、地震等の自然災害、火災等の地域災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの中止や停止等、予測不可能な事由によりシステムがダウンした場合には、お客様へのサービスの提供が困難となることがあります。また、アクセス数の増加等の一時的な過剰負荷によって当社あるいはクラウドサービス事業者のサーバが作動不能となった場合や、誤作動が発生した場合には、システムが停止する可能性があります。さらには、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入等の犯罪や役職員の過誤等によって、サービスの改竄や、重要なデータの消失又は流出が発生する恐れがあります。

当社は、このような事態の発生を事前に防ぐべく、セキュリティを重視したシステム構成、ネットワークの負荷分散、サービスの異なるクラウドサービス事業者への冗長化等、安全性を重視した体制作りに取り組んでおります。このような対応にも拘らず大規模なシステムトラブルが発生した場合には、当社に直接的な損害が生じる他、当社システム自体への信頼性の低下等が想定され、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 情報等の漏洩について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：大

当社は事業活動を通じ、取引先の重要な情報や個人情報に接する機会を有しております、継続した情報資産の適切な管理は、セキュリティ事業を展開する当社の重要課題と認識しております。当社ではこのような顧客情報資産の漏洩、紛失、破壊のリスクに対処するために、国際規格であるISO/IEC 27001:2013の認証取得に加えて、各部門担当者と管理者で構成される情報セキュリティ委員会を設置し、従業員教育及び各種の情報セキュリティ対策を講じております。しかしながら、当社からお客様の重要な情報等が漏えいするような事態が生じた場合、社会的信用の失墜により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 外注先の確保について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社の事業では、必要に応じて、システムインテグレーション、サポートセンター等について協力会社に外注しております。現状では、有力な協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っておりますが、適切な技術者、外注先が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ 海外での事業展開について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：小

当社では、日本のほか、台湾を始めとした東南アジアに対してセキュリティ製品の販売を展開しておりますが、輸出入に関する規制、関連法令等に基づく勧告や手続の執行、または行政による命令や指導を受けた結果、当該事業の遂行が制約された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥ 新規事業について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社は、データセキュリティ、ネットワークセキュリティを主たる事業としておりますが、事業規模の拡大及び収益源の多様化を実現するために、当社のリスクを慎重に検討し、新規事業に取り組んでいく方針あります。しかしながら、新規事業の開発が、人員不足その他の要因により計画どおりに進捗しなかった場合及び新規事業の収益化が想定どおりに進まなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスク

① 内部管理体制について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令遵守に係る規程等を制定し、国内外の法令・ルール等の遵守を徹底しております。また、代表取締役会長直轄の独立した組織として経営企画室を設置し、法令・ルール等の遵守状況の確認等を行い、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可

能性があります。

② 人材の確保・育成について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

当社は、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することは重要な経営課題であると認識しており、積極的に人材の採用活動を行っております。しかしながら、セキュリティシステムの開発者やネットワークを担当するシステムエンジニア等については、人材市場に経験保有者の絶対数も少ないとから、優秀な人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では、優秀な人材の確保を継続していく方針ですが、今後適時適切な人材確保及び人材配置が奏功しない場合、又は人材が流出した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 特定経営者への依存について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

創業者である代表取締役会長の伊藤整一は、当社の経営方針及び経営戦略全般の決定やその実行において極めて重要な役割を果たしております。現在当社では同氏に依存しないよう経営体制の整備及び人材育成を進めており、新たに代表取締役社長に石田晃太を選任し、事業全般の決定やその実行において権限の委譲を進めております。しかしながら、両氏が何らかの理由により業務執行が困難となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産権に関するリスク

① 法的規制について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は事業運営を行う上で、下請代金支払遅延等防止法、製造物責任法、労働基準法等の一般的な法規制を受けております。当社は法令を遵守し事業運営を行っておりますが、今後既存法令等の改正や新たに当社事業を規制する法的規制が適用された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が事業活動を行うに際し以下に記載の許認可を得ておりますが、現在、許認可が取消となる事由は発生しておりません。しかしながら、将来何らかの理由により、法令違反の事象が発生し、監督官庁より業務停止や免許の取り消し等の処分を受けた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

許認可等の名称	所管官庁等	許認可（登録）番号	有効期間	主な取消事由
一般建設業許可 (電気通信工事業)	東京都	(般-29) 第127807号	2017年4月20日から 2022年4月19日まで	建設業法第29条
古物商許可	東京都 公安委員会	第301051605291号	-	古物営業法第6条
労働者派遣事業許可	厚生労働省	派13-302,679	2020年5月1日から 2025年4月30日まで	労働者派遣法第6条

② 知的財産権について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：中長期、影響度：大

当社は、知的財産権の保護や管理についてその重要性を認識しており、各事業の運営にあたっては、第三者の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っております。しかしながら、手続き上の何らかの不備や役職員の過失等により第三者の知的財産権を侵害した場合、損害賠償や使用差し止めの請求を受け、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

一方で、当社が提供するサービスやコンテンツに関する知的財産権が第三者から侵害されないよう、その適切な保護に努めておりますが、何らか事情により当社の知的財産権が侵害された場合、競争優位性の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) その他のリスク

① 自然災害について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社では、従業員の安全に配慮するとともに、安否確認のための環境が整備されております。また、テレワークを推進し、在宅にて業務遂行できる環境も整備されております。システムについては、バックアップや冗長化、DRサイトの構築により可用性を高めております。しかしながら、地震、火災等の自然災害や、戦争、テロ、感染症の流行等により、当社において人的被害または物的被害が生じた場合、または外部通信インフラ、コンピ

ュータネットワークに障害が生じた場合等の事由によって当社業務の遂行に支障が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 配当政策について

顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりますが、現時点において配当の実施及びその実施時期等については未定であります。

③ 資金使途について

顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の公募増資による調達資金の使途については、今後の事業拡大に向けた新たな製品/サービスを研究開発する費用、人員採用費、人件費、新製品/サービスの販売促進のための広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、経営環境等の急激な変化により上記の資金使途が想定通りの成果をあげられない可能性があります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：短期、影響度：中

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与する予定であり、発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は12.74%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権行使割合が希薄化する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a 経営成績

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞ムードが続いている環境であります、当社の属する情報通信業界は、大企業・中堅企業を中心に事業構造の変革や競争力の強化を目的としたIT投資が一定水準以上で継続したことに加え、企業のクラウド利用の一層の拡大、相次ぐサイバーセキュリティ事故への対策を含む事業継続力の強靭化需要など、当社のビジネス参入機会が一層拡大しました。

また、テレワークの急速な普及により、セキュリティレベルの高いリモートアクセス（テレワーク/モバイル用の遠隔暗号通信ネットワーク）の需要が急増しており、「Network All Cloud」のサービスのひとつであるクラウドVPNソリューションサービス「Verona」においては、多くの企業からお問い合わせを受けております。

さらに、当第2四半期より、Ubiquiti UniFiシリーズ製品の販売を開始いたしました。Ubiquiti社は、「ネットワークテクノロジーの民主化」をテーマに、世界でネットワーク製品を展開している米国の企業で、これまでの総出荷台数は約8,500万台を超え、アメリカの無線アクセスポイント市場では、トップクラスのシェアを誇っております。

Ubiquiti社の製品の導入により、当社がこれまで培ってきた、クラウド型ネットワークインフラ「Network All Cloud」における2,000社以上の企業ネットワークを構築・運用してきた実績と、多数在籍するネットワークエンジニアの専門性、そして、Ubiquiti社の高品質なネットワーク機器を掛け合わせることで、導入から運用まで、ハイレベルなネットワーク環境をお客様へご提供する相乗効果があります。

この結果、当事業年度の売上高は2,314,581千円（前期比7.1%増）、営業利益は186,924千円（前期比45.8%増）、経常利益は185,808千円（前期比43.9%増）、当期純利益は125,931千円（前期比65.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

コロナ禍により企業への導入作業ができない時期があり、第1四半期においては、前年同期比減収となりましたが、その後大型の官公庁関連の受注などで収益が改善しております。この結果、当事業年度における売上高は1,050,004千円（前期比1.9%増）、セグメント利益は601,980千円（前期比2.2%増）となりました。

ネットワークセキュリティ事業

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化により、大きく影響を受けた年となりました。テレワーク導入企業の増加や、大型医療機関や大学等のネットワーク環境整備が進み、堅調な結果となりました。また期中に導入したUbiquiti社の製品の導入により、新たな収益機会を確保できるようになりました。この結果、当事業年度における売上高は1,264,577千円（前期比11.7%増）、セグメント利益は218,198千円（前期比93.7%増）となりました。

当第3四半期累計期間においては、東京オリンピック2020の開催、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種拡大による収束期待といった明るい話題があるものの、感染収束の不透明さや半導体不足の長期化など、日本国内における経済状況は依然として不透明な状況にあります。

このような経営環境の中、当社のデータセキュリティ事業では、新型コロナウイルス感染症拡大によるログ管理に対する投資抑制圧力や現地作業の延期などにより受注に影響はあったものの、第3四半期には回復の兆しが見られております。また、テレワーク環境整備、オフィス内におけるWEB会議等のためのWiFi環境整備に対する需要は引き続き高く、当社の「Network All Cloud」のビジネス機会が拡大し、ネットワークセキュリティ事業は増収増益となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,146,087千円、営業利益は288,221千円、経常利益は297,552千円、四半期純利益は191,746千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

当第3四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるログ管理への投資抑制圧力並びに現地作業の延期などから、2021年上期（2021年1月1日～2021年6月30日）は、前年同期比で減収となりましたが、新型コロナウイルスワクチンへの期待もあり、回復の兆しが見られ、第3四半期は増収となりました。この結果、第3四半期累計期間における売上高は、796,519千円、セグメント利益は、443,130千円となりました。

ネットワークセキュリティ事業

当第3四半期累計期間においては、半導体不足に対する対応策として先行して機器の在庫確保を行ったことが奏功し、高需要の「クラウドVPN Verona」（テレワーク環境整備）、「クラウド無線LAN Hypersonix」（オフィスのWiFi環境整備）の安定供給が実現し、業績は好調に推移いたしました。

この結果、第3四半期累計期間における売上高は、1,349,567千円、セグメント利益は、274,787千円となりました。

b 財政状態

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は1,863,216千円となり前事業年度末と比較して427,527千円増加しました。テレワーク導入企業の増加やネットワーク環境整備が進んだことにより、売上が拡大し債権が増加したことにも加えて、新型コロナウイルス感染症がわが国経済にもたらす影響を鑑み、金融機関から運転資金の調達を行いました。その結果、現金及び預金が393,635千円増加いたしました。また、当期にリリースした販売用ソフトウェアの増加によりソフトウェアが39,408千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における負債合計は1,390,293千円となり前事業年度末と比較して291,715千円増加しました。新型コロナウイルス感染症がわが国経済にもたらす影響を鑑み、金融機関から運転資金の調達を行い長期借入金（一年以内含む）が207,731千円増加し、また取引先増加による前受金が138,723千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は472,922千円となり、前事業年度末と比較して135,811千円の増加となりました。これは主に当期純利益の計上による利益剰余金合計125,931千円の増加、第三者割当のための自己株式3,559千円を処分、及びその処分差益により資本剰余金が6,320千円増加したこと等によるものです。

セグメント別の財政状態は、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことから記載しておりません。

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は2,111,511千円となり前事業年度末と比較して248,295千円増加しました。これは前事業年度と同様にネットワークセキュリティ事業の売上が好調であったため、現金及び預金が194,800千円、及び売掛金が64,852千円増加したこと等によるものです。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は1,446,842千円となり前事業年度末と比較して56,549千円増加しました。これは借入金の返済により長期借入金が63,813千円減少した一方で、取引先増加により前受金が89,106千円増加したこと、またネットワークセキュリティ事業の売上が好調だったことにより部材費、外注費が増加したこと売上原価が増加し、買掛金が28,458千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は664,669千円となり前事業年度末と比較して191,746千円増加しました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が191,746千円増加したことによるものです。

② キャッシュ・フローの状況

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して393,635千円増加し、921,819千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動におけるキャッシュ・フローは273,326千円の収入（前事業年度は211,759千円の収入）となりました。これは主に法人税等の支払額75,305千円、未払金の減少額37,625千円、ネットワークセキュリティ事業の売上増加に伴う機器部材の購入によるたな卸資産の増加額32,254千円等の支出があった一方で、税引前当期純利益183,431千円、取引先の増加による前受金の増加額138,723千円、工具、器具及び備品、ソフトウェア資産の増加による減価償却費67,694千円、売上債権の減少額12,082千円等の収入によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動におけるキャッシュ・フローは97,302千円の支出（前事業年度は116,889千円の支出）となります。これは主に社内利用のPC、サーバ、さっぽろ研究所設立に伴う工具、器具及び備品等の有形固定資産24,897千円の取得、またソフトウェアの購入及び販売用ソフトウェアの製作による無形固定資産72,393千円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動におけるキャッシュ・フローは217,611千円の収入（前事業年度は11,296千円の支出）となります。これは主に新型コロナウィルス感染症の影響に備えた長期借入れによる収入230,000千円があつた一方で、その長期借入金の返済による支出22,269千円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

第25期事業年度及び第26期事業年度第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第25期事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	前期比 (%)
データセキュリティ事業（千円）	1,050,004	101.9
ネットワークセキュリティ事業（千円）	1,264,577	111.7
合計（千円）	2,314,581	107.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

セグメントの名称	第26期事業年度第3四半期累計期間 (自2021年1月1日 至2021年9月30日)
データセキュリティ事業（千円）	796,519
ネットワークセキュリティ事業（千円）	1,349,567
合計（千円）	2,146,087

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針の見積り及び当該見積に用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関し、第25期事業年度については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に、第26期第3四半期累計期間については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日) に関する注記事項 (追加情報)」に記載しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりとなります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

② 経営成績の分析

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

a 売上高

当事業年度における売上高は、2,314,581千円（前期比7.1%増）となりました。

セグメント別の内訳は次のとおりとなります。

データセキュリティ事業では、ソフトウェア保守継続率が86.9%と高い更新率を維持したことにより、ソフトウェア保守の売上が安定的に伸長（前期比10.0%増）し、当社において重要な指標としておりますデータセキュリティ事業のストック売上高前期比10%以上を達成いたしました。その結果、当事業年度売上高は1,050,004千円（前期比1.9%増）となりました。

ネットワークセキュリティ事業では、データセキュリティ事業同様、サービス解約率が7.1%と、高いサービス継続率を維持したことにより、リカーリング収益であるクラウドのサービス利用料の売上が伸長（前期比23.1%増）し、当社において重要な指標としておりますネットワークセキュリティ事業のストック売上高前期比15%以上を達成いたしました。また、テレワーク需要による新規案件数が前期比で、36.4%増加したことが要因となり、当事業年度売上高は、1,264,577千円（前期比11.7%増）となりました。

b 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、1,000,705千円（前期比0.2%増）となりました。売上高の伸長は、データセキュリティ事業・ネットワークセキュリティ事業とともにリカーリング収益の伸長が大きな要因であるため、売上原価は僅かな増加となりました。この結果、売上総利益は1,313,876千円（前期比13.0%増）となりました。

c 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、1,126,951千円（前期比8.9%増）となりました。これは主に、業績拡大に伴う人件費の増加のほか、当社製品の認知度を高めるための宣伝広告費投資を行ったことにより、広告宣伝費、人件費等が増加しました。この結果、営業利益は186,924千円（前期比45.8%増）となりました。

d 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が前事業年度に比べ863千円減少し、858千円となりました。

また、営業外費用は、前事業年度に比べ1,186千円増加し、1,975千円となりました。この結果、経常利益は185,808千円（前期比43.9%増）となりました。

e 特別損益、当期純利益

当事業年度における特別損益として、特別損失は、前事業年度に比べ2,121千円増加し、2,376千円となりました。これは固定資産除却損220千円、関係会社清算損2,156千円を計上したことによるものであります。また法人税等は57,500千円となりました。この結果、当期純利益は125,931千円（前期比65.3%増）となりました。

第26期事業年度第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

a 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は2,146,087千円となりました。

セグメント別の内訳は次のとおりとなります。

データセキュリティ事業では、新型コロナウィルス感染症の影響による景気停滞のため、ソフトウェアのライセンス売上が減少したものの、ソフトウェア保守の売上が引き続き堅調に伸長した為、売上高は796,519千円となりました。

ネットワークセキュリティ事業では、新型コロナウィルス感染症の影響で生活スタイルの変化を余儀なくされ、それとともにリモートワーク対応に伴うセキュリティやネットワークの強化などITインフラの見直しの需要が高まりました。当社が取り扱うNetwork All Cloud・Ubiquiti製品はネットワークインフラの市場ニーズにマッチし、堅調なインバウンドリードの創出、及び顧客獲得につなげることができました。そのため、ネットワークセキュリティ事業の売上高は伸長し1,349,567千円となりました。

b 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は1,022,163千円となりました。

これはNetwork All Cloudの売上伸長に伴うアクセスポイントなどの部材費の出庫増加、及び外注請負社員の人数増加による外注費の増加によるものです。この結果、売上総利益は1,123,923千円となりました。

c 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は835,701千円となりました。これは従業員の増員による人件費の増加によるものです。この結果、営業利益は288,221千円となりました。

d 営業外損益、経常利益

当第3四半期累計期間における営業外損益は、札幌市IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金などの助成金、補助金収入等により営業外収益が13,723千円を計上いたしました。営業外費用は、支払利息及び、株式上場に関する費用の計上により4,392千円となりました。この結果、経常利益は297,552千円となりました。

e 特別損益、四半期純利益

当第3四半期累計期間における特別損失は0千円、法人税等は105,805千円となりました。この結果、四半期純利益は191,746千円となりました。

③財政状態の分析

第25期事業年度及び第26期事業年度第3四半期累計期間の財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況 b 財政状態」に記載の通りであります。

④ キャッシュ・フローの分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、製造・開発活動に係る人件費及び外注費、販売費及び一般管理費の広告宣伝費用等による運転資金であります。これらの資金につきましては、営業活動によって得られる資金でまかなうことを基本として、必要に応じて金融機関から調達を実施する方針であります。

また、資金の流動性については、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、921,819千円あり、事業運営上、必要な資金は確保されていますが、今後も十分な流動性を維持していく考えであります。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社における研究開発活動は、最先端技術の探求と新しいビジネス展開を推進するため、新製品を開発することを主目的として推進してまいりました。当社の研究開発体制は、主に開発部とマーケティング部が担当しております。技術力の更なる強化と高収益を伴った成長を実現するため、お客様のご要望を注視し、顧客満足度を継続的に向上させるべく、研究開発に取り組んでおります。

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当事業年度における研究開発費の総額は、52,657千円となりました。セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。なお、研究開発費の総額には特定のセグメントに関連付けられない事業横断的な研究開発に係る費用2,332千円が含まれております。

〈データセキュリティ事業〉

ALog製品において、AI技術による「ログの相関分析」や「異常検知精度の向上」等の研究開発を行いました。

また、セキュリティ分野だけでなく、働き方改革やサイバー攻撃対策などへAIの適用範囲を拡大するための調査研究を実施しました。これにより当事業年度の研究開発費の総額は、43,340千円となりました。

〈ネットワークセキュリティ事業〉

Veronaサービスにおいて、「ルータの仮想化」の研究開発を実施しました。クラウド事業者やデータセンター事業者が当社のサービスを利用できるようにするために実施しました。また、この開発はハードウェアを必要としない構成が可能なため、当社の販売粗利率も向上します。これにより当事業年度の研究開発費の総額は、6,984千円となりました。

第26期事業年度第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は、75,231千円となりました。セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。なお、研究開発費の総額には特定のセグメントに関連付けられない事業横断的な研究開発に係る費用13,760千円が含まれております。

〈データセキュリティ事業〉

ALog製品において、AI技術による「ログの相関分析」や「異常検知精度の向上」等の研究開発を行いました。また、現在はパッケージとして提供されているALogをクラウドサービス(SaaS)として提供する為の研究開発を行っています。これにより当第3四半期累計期間の研究開発費総額は、42,320千円となりました。

〈ネットワークセキュリティ事業〉

Veronaサービスにおいて、Office365やWindows Update等の安全な通信はVPNを経由せずにダイレクトに通信させる「ローカルブレイクアウト」の研究開発を行いました。また、VPN接続時にAzureADと連携する事による認証強化・シングルサインオン機能の研究開発を行いました。これにより当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は、19,149千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第25期事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当事業年度における設備投資総額は、97,291千円であります。その主な内容は、ソフトウェア72,393千円及びサーバ機器等12,521千円等であります。当社はデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

第26期事業年度第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

当第3四半期累計期間における設備投資総額は、25,488千円であります。その主な内容は、ソフトウェア22,643千円及び器具備品等2,845千円等であります。当社はデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しております。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	全社 (共通)	事務所設備 販売用ソフトウェア等	31,797	20,852	109,060	161,710	103(32)
大阪営業所 (大阪府大阪市中央区)	全社 (共通)	事務所設備	351	771	—	1,122	4(1)
さっぽろ研究所 (北海道札幌市北区)	全社 (共通)	事務所設備	424	3,743	—	4,167	4(—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員数を()外数で記載しております。

4. 上記の他、賃借している主要な設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃貸料 (千円)
本社 (東京都中央区)	全社 (共通)	事務所用建物	81,112
大阪営業所 (大阪府大阪市中央区)	全社 (共通)	事務所用建物	3,631

3【設備の新設、除却等の計画】 (2021年10月31日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

(注) 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は15,800,000株増加し、16,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	—	—

(注) 1. 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は3,950,000株増加し、4,000,000株となっております。

2. 2021年8月25日開催の臨時株主総会決議により、2021年8月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

a 第1回新株予約権

決議年月日	2019年12月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4、従業員33（注）5
新株予約権の数（個）※	512（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,120 [409,600]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	6,000 [75]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年12月6日 至 2029年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 6,000 [75] 資本組入額 3,000 [38]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権

1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(2020年12月31日)において10株、提出日の前月末現在（2021年10月31日）において800株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社が認める場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。

4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整

した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、当該行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(7) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記3.に準じて決定する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

5. 付与対象者の当社取締役就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は取締役6名、従業員29名となっております。

6. 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b 第2回新株予約権

決議年月日	2020年11月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2、従業員35（注）5
新株予約権の数（個）※	127 [125]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,270 [100,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	13,000 [163]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2022年11月19日 至 2030年11月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 13,000 [163] 資本組入額 6,500 [82]（注）6
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(2020年12月31日)において10株、提出日の前月末現在(2021年10月31日)において800株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社が認める場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。

4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、当該行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記3. に準じて決定する。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

5. 付与対象者の当社取締役就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は取締役4名、従業員32名となっております。

6. 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(3) 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年11月20日 (注) 1.	45,000	50,000	—	50,000	—	—
2021年8月26日 (注) 2.	3,950,000	4,000,000	—	50,000	—	—

(注) 1. 株式分割（1：10）によるものであります。

(注) 2. 株式分割（1：80）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	10	—	—	49	59	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	18,648	—	—	21,351	39,999	100
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	46.62	—	—	53.38	100	—

(注) 自己株式429,600株は、「個人その他」の欄に4,296単元含まれております。

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 429,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,570,300	35,703	同上
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	35,703	—

②【自己株式等】

2021年10月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に對 する所有株式数の割 合（%）
株式会社網屋	中央区日本橋浜町三 丁目3番2号	429,600	—	429,600	10.74
計	—	429,600	—	429,600	10.74

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（第三者割当による自己株式の処分）	760	9,880	—	—
保有自己株式数	5,370	—	429,600	—

(注) 2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っております。これにより、最近期間における保有株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

株主に対する利益還元は、重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、優秀な人材の採用、将来の新規事業展開等のための必要運転資金として内部留保の充実を図ることが株主に対する利益還元に繋がるとの考えのもと、創業より配当は実施しておりません。将来的には、各事業年度の財務状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元としての配当実施を検討していく予定ですが、現在のところその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。配当の決定機関は、会社法第454条第1項に基づき株主総会であります。また、同条第5項に基づき中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。各機関の内容は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役1名）により構成されており、原則として毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

(b) 監査役会及び監査役

当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、監査役会は、原則として毎月1回開催され、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、業務執行状況の把握及び企業経営の適法性を監視しております。

(c) 経営会議

経営会議は常勤取締役6名、執行役員1名の他、必要に応じて代表取締役が指名する者が参加し、原則として毎月1回開催しております。経営会議は、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議を行っております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機能もあります。

(d) 内部監査

当社は、経営企画室において、代表取締役会長の直轄管理として内部監査担当者を選任しております。内部監査担当者は、当社の全部門を対象に年1回以上の業務監査を実施し、代表取締役会長に対して監査結果を報告しております。代表取締役会長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させることとしております。また、内部監査担当者は監査役会及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

なお、自己監査にならないよう経営企画室の監査は、総務人事部長が実施しております。

(d) リスク・コンプライアンス委員会

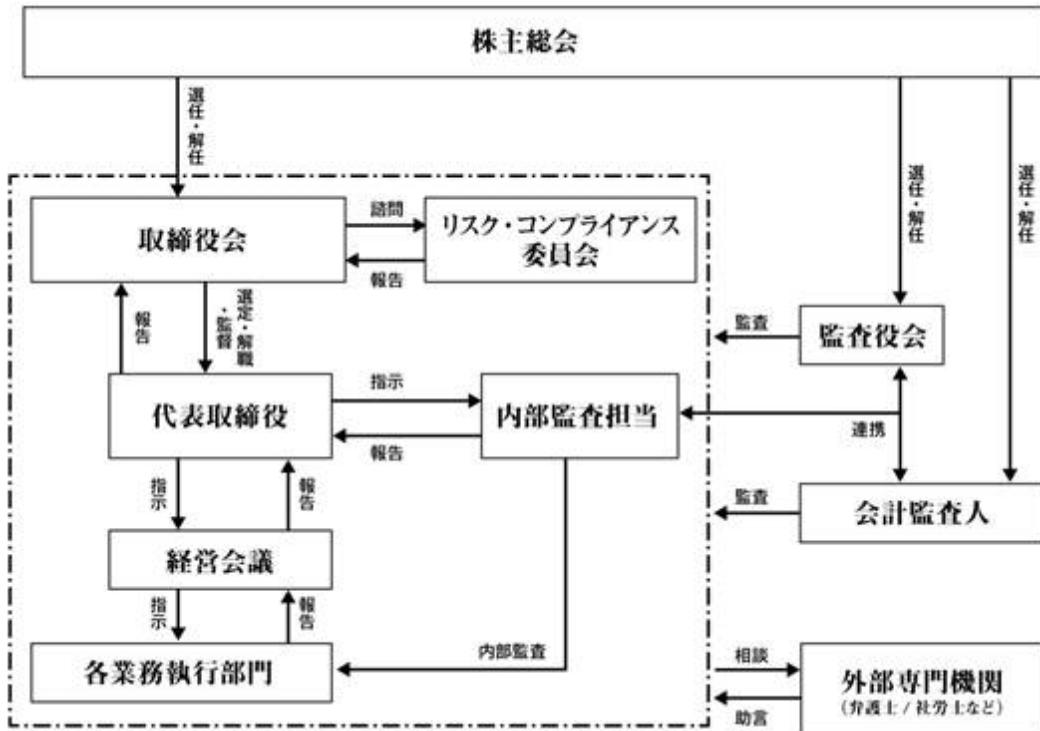
代表取締役を最高責任者、管理本部長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員を委員として、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理を推進しております。

b 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であります。社外取締役を擁した取締役会、社外監査役を擁した監査役会を設置する体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、経営の健全性及び透明性を高め、経営スピード及び経営効率を図る上で、最適と判断しており、現在の体制を採用しております。社外取締役は、取締役会において、豊富な経営経験や高い見識に基づき、中立的立場から経営判断の妥当性や倫理性の観点により意見を述べております。社外監査役は、取締役会において、業務上の豊富な経験と専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適切性を確保するための発言を行っております。

[当社コーポレート・ガバナンスの体制の概要]

本書提出日現在の状況は、以下のとおりであります。



(3) 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年5月26日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行いました。その内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することを目的に制定した「当社行動規範」を実践するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員、及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
 - 2) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
 - 3) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - 4) 管理本部長を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。

また、当社の社会的責任を深く自覚するとともに、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、取締役、執行役員及び使用人の教育研修を実施する。
 - 5) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した監査役、顧問弁護士を受付窓口とした通報ルートを設置する。

なお、会社は、通報者が通報等したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行なわない。
 - 6) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1)取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- 2)取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう、検索性に配慮して保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)管理本部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- 2)定期的に開催するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。
- 3)当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
- 4)事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
- 2)中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
- 3)取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
- 4)経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査役がその職務を補助すべき使用者の登用を求めた場合は、当社使用者から監査役補助者を任命する。
- 2)当該使用者が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用者の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。
- 3)監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

6. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1)取締役会及び経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。
- 2)取締役、執行役員及び使用者は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。
- 3)取締役、執行役員及び使用者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- 4)監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用者に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。
- 5)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)会計監査人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。
- 2)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- 3)監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- 1)「反社会的勢力対応規程」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が一丸となって、反社会的勢力の排除に取り組む。
- 2)反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針として定める。
- 3)反社会勢力に対する対応部署を管理本部とし外部機関（顧問弁護士、警察等）と連携、また関係部署と協力し、平素より情報収集に努め、組織的に対応する体制を維持する。
- 4)公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、特防連が主催する研究会等への参加を通じて情報収集に努めるともに必要に応じて特防連の指導を仰ぐ。

b リスク管理体制の整備状況

当社では、代表取締役を最高責任者、管理本部長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員を委員としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社はリスク管理を内部統制における重要な点のひとつであると考えており、「リスク管理規程」を定め、全社的リスクの識別、評価及びリスク対策を通じて、継続的な改善を図ってまいります。リスク・コンプライアンス委員会は1年に1回定例で開催し、事業環境の変化等による新たなリスクの可能性が生じた場合やリスク発生の兆候を把握した場合は随時開催しております。リスクの顕在化が及ぼす当社への影響を最小限に抑えるため、体制を整備し、リスク管理の推進を図っております。

c 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

d 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

e 責任免除の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。

f 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する責任につき会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議について、議決権行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	伊藤 整一	1958年8月10日生	1982年4月 株式会社ユニオス入社 1984年1月 東都システム開発株式会社入社 1987年5月 株式会社カルケット入社 1988年6月 ウィネット株式会社 取締役 1989年9月 日本データベース販売株式会社 技術部長 兼 営業本部長 1995年8月 加賀ソルネット株式会社 常務取締役 1996年12月 当社設立 代表取締役 2011年9月 シースリー・マネージメント株式会社 監査役 2012年6月 台湾網屋股份有限公司 設立 董事就任 2017年5月 同社 董事長 2020年3月 当社 代表取締役会長 (現任)	(注) 3	1,595,200 (注) 5
代表取締役 社長	石田 晃太	1972年9月26日生	1996年8月 大倉建設株式会社入社 2000年5月 株式会社フォーディーコミュニケーションズ入社 2002年3月 当社入社 WCM事業部マネジャー 2006年4月 当社 営業本部2グループゼネラルマネジャー 2008年4月 当社 SAプロダクト事業部長 2008年6月 当社 取締役SAプロダクト事業部長 2009年4月 当社 取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2014年3月 当社 常務取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2020年3月 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	407,200
取締役 CISO	柴崎 正道	1958年10月27日生	1983年4月 株式会社中野ソフトウェア・エース入社 1994年1月 株式会社アイスタッフ入社 1998年4月 当社入社 2003年4月 当社 事業企画室長 2004年4月 当社 取締役事業企画室長 2008年4月 当社 取締役事業推進室長 2011年4月 当社 取締役国際事業担当 2020年1月 当社 取締役CISO (現任)	(注) 3	104,800
取締役 管理本部長	森 行博	1959年4月17日生	1983年4月 株式会社富士通オフィス機器入社 1983年6月 富士通株式会社入社 2004年7月 同社 産業流通マネジメントセンター 経理担当部長 2012年12月 同社 フィールドドドイノベーション本部VP 2015年6月 株式会社富士通システムズウェスト常勤監査役 2016年11月 富士通株式会社 経営監査室シニアディレクター 2019年1月 当社入社 管理本部長 2019年3月 当社 取締役管理本部長 (現任)	(注) 3	8,000
取締役 データセキュリティ 事業部長	佐久間 貴	1976年7月30日生	1999年4月 株式会社コスマディア入社 2014年10月 同社 取締役ITソリューション本部長 2015年4月 同社 常務取締役ITソリューション本部長 2017年4月 同社 常務取締役イノベーション事業部長 2019年4月 当社 入社 監査プロダクト営業部長 2020年1月 当社 執行役員データセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役データセキュリティ事業部長 (現任)	(注) 3	13,040

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 ネットワークセキュリティ事業部長	寺園 雄記	1977年3月7日生	1999年4月 鹿児島応用技術㈱入社 2001年11月 当社入社 2008年4月 当社 サービス事業部S情報基盤部長 2009年4月 当社 営業本部営業4部長 2011年4月 当社 営業本部営業2部長 2012年4月 当社 営業本部東日本営業部長 2019年2月 当社 営業本部IT基盤ソリューション営業部長 2020年1月 当社 執行役員ネットワークセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役ネットワークセキュリティ事業部長（現任）	(注) 3	13,040
取締役	五十嵐 隆	1946年7月30日生	1969年4月 富士通ファコム㈱入社 1971年4月 (株)富士通報書 1989年6月 同社 西支店大阪支社販売部長 2002年6月 同社 執行役産業営業本部長 2004年6月 同社 経営執行役常務産業流通ビジネスグループ長 2006年6月 同社 経営執行役常務産業流通ビジネスグループ長兼中国総代表 2009年6月 富士通エフ・アイ・ピー㈱取締役会長、富士通㈱顧問 2012年6月 富士通エフ・アイ・ピー㈱相談役、富士通㈱顧問 2016年4月 当社 顧問 2016年10月 (株)エフコムホールディングス顧問（現任） 2017年8月 (株)ワインリッヂ取締役 2019年3月 当社 取締役（現任） 2019年8月 (株)SRA顧問（現任） 2019年12月 日本RXテクノロジー(株)（現 ウィナーソフト(株)）取締役（現任）	(注) 3	8,000
取締役	大須賀 正之	1955年3月30日生	1979年4月 (株)日本興業銀行入行 2000年11月 デロイトトーマツコンサルティング(株)入社 2005年2月 (株)シーエーシー（現 (株)CAC Holdings）入社 2006年8月 同社 執行役員 2013年3月 同社 常勤監査役 2017年3月 同社 理事 2019年3月 当社 社外取締役（現任） 2020年3月 (株)CAC Holdings顧問	(注) 3	8,000
常勤監査役	田口 信夫	1952年11月27日生	1977年4月 (株)東京都民銀行（現 きらぼし銀行）入行 2000年4月 同行 カスタマーズ・リレーション部長 2001年9月 とみん企業投資㈱代表取締役社長 2010年4月 (株)とみん経営研究所（現 (株)きらぼしコンサルティング）常務取締役 2013年6月 同社 顧問 2015年1月 (株)リブテック社外監査役 2016年3月 (株)カイオム・バイオサイエンス社外監査役 2017年7月 当社 顧問 2018年6月 当社 監査役 2020年3月 当社 常勤監査役（現任）	(注) 4	16,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	岡村 健司	1954年1月24日生	1978年4月 トリオ㈱（現 JVCケンウッド）入社 1986年10月 新光監査法人入所 1990年8月 公認会計士登録 2000年8月 同法人 社員 2007年8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2008年7月 同監査法人シニアパートナー 2010年8月 千葉市指定管理者選定評価委員会委員 2016年4月 一般社団法人全国漁業協同組合学校 講師（現任） 2016年7月 公認会計士岡村健司事務所設立 代表（現任） 2016年7月 東京都小平市代表監査委員（現任） 2018年4月 日本工業大学専門職大学院客員教授（現任） 2019年3月 学校法人女子美術大学監事（現任） 2020年3月 当社 社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	間宮 順	1960年11月1日生	1988年4月 弁護士登録 1988年4月 外立総合法律事務所入所 2004年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業パートナー 2008年9月 間宮総合法律事務所設立 代表パートナー 2008年10月 輸出入・港湾関連情報処理センター㈱ 社外監査役（現任） 2011年6月 ステート・ストリート信託銀行㈱社外監査役 2014年7月 スクワイイヤ外国法共同事業法律事務所パートナー（現任） 2018年10月 ㈱ストラテジックキャピタル監査役（現任） 2020年3月 当社 社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					2,173,280

- (注) 1. 取締役 大須賀 正之は、社外取締役であります。
 2. 監査役 岡村 健司、間宮 順は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2021年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、2021年8月25日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 代表取締役会長伊藤整一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社チャカルが所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役 大須賀正之氏は、金融機関やコンサルティング会社などの経験により、豊富な見識を有しております、当社の経営に対する有効な意見を期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社株式を8,000株保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 岡村健司氏は、公認会計士の有資格者であり、会計監査に関する豊富な見識を有しております、当社のガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能が期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、一般社団法人全国漁業協同組合学校 講師、公認会計士岡村健司事務所、東京都小平市代表監査委員、日本工業大学専門職大学院客員教授、学校法人女子美術大学監事を兼務しておりますが、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 間宮順氏は、弁護士の有資格者であり、法律に関する豊富な見識を有しております、当社のガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能が期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社社外監査役、スクワイア外国法共同事業法律事務所パートナー、株式会社ストラテジックキャピタル監査役を兼務しておりますが、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則月1回開催される取締役会への出席を通じて、内部監査、監査役会及び内部統制の整備・運用状況等に関する報告を受けることにより、当社の経営の監督を行っております。

社外監査役は、原則月1回開催される監査役会への出席を通じて、常勤監査役より、職務執行状況・重要な決裁案件・内部監査報告その他内部統制に関する情報等の提供を受けております。また、監査役会は定期的に内部監査担当者及び会計監査人との連絡会を開催し、情報交換や報告を受け、より効果的な監査業務の実施を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a 組織・人員

当社の監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名で監査役会を構成しております。当社監査役会のうち1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を、また、1名は法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基に選定することとしています。

常勤監査役田口信夫氏は、1977年に株式会社東京都民銀行（現株式会社きらぼし銀行）に入行後、金融業界における業務経験及び（ベンチャー）企業への投資や経営に長年関与し、財務及び会計、監査に関する相当程度の知見を有することから、2018年に当社監査役に選任、監査役会議長を務めております。

社外監査役の岡村健司氏は、1986年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2008年には新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナーを歴任、2020年に当社監査役に就任しました。

社外勤監査役の間宮順氏は、1988年4月に弁護士登録して以来、企業法務に企業法務・国際法務に長年携わり、2014年にスクワイア外国法共同法律事務所のパートナーに就任、当社監査役には2020年に就任いたしました。

b 監査役会の活動状況

監査役会は、毎月次の取締役会に先立って開催されるほか、必要に応じて随時開催しております。最近事業年度（2020年度）は、3月に監査役会設置会社に移行後監査役会を11回開催し、一回あたりの所要時間は約1時間でした。各監査役の監査役会、取締役会への出席率は以下のとおりであります。（社外監査役は、監査役選任後に開催された取締役会の出席回数となります）

氏名	役職名	監査役会出席回数	取締役会出席回数
田口 信夫	常勤監査役	100% (11回／11回)	100% (16回／16回)
岡村 健司	社外監査役	100% (11回／11回)	100% (12回／12回)
間宮 順	社外監査役	100% (11回／11回)	100% (12回／12回)

年間を通じ、以下の様な決議・報告・審議・協議をいたしました。

決議：監査役監査方針、監査計画、監査法人（会計監査人）の評価及び再任、監査報告書案等

審議・協議：取締役会議事事前確認、社内稟議決裁内容確認等、監査役の年間活動レビュー等

報告：内部監査担当、最高情報セキュリティ責任者、常勤監査役職務状況等

c 監査役会の活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営や決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。取締役会への出席率は、100%でした。その他、経営会議等の社内の重要な会議・委員会に出席しています。

また、監査役全員による、代表取締役、四半期毎に開催する他、全取締役・執行役員との面談を半期毎に開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。

監査役会は、当事業年度は主として、1) 本社各部門における内部統制の整備・運用状況、2) 大阪営業所、さっぽろ研究所における内部統制の整備・運用状況、3) サイバーセキュリティ対策実施状況を重点監査項目として取り組みました。

(a) 本社各部門における内部統制の整備・運用状況

規程等の整備・運用状況、稟議決裁記録等を月次ベースで確認し、社内決裁の状況を把握し、課題がある場合には、改善に向けた提言を行いました。

(b) 大阪営業所、さっぽろ研究所における内部統制の整備・運用状況

大阪、札幌の拠点を訪問し、実査する予定でしたが、感染症蔓延に伴い出張を自粛したため、実査は見合わせ、オンラインベースでのヒアリング等の代替的対応を行いました。

(c) サイバーセキュリティ対策実施状況

CISO(最高情報セキュリティ責任者)から、CSIRT（セキュリティ事故・脆弱性対応）活動についての報告を受けました。

(d) その他

「新型コロナ感染対策委員会」に常勤監査役が参加、感染防止対策の推進や最新情報の収集、事業への影響の把握に努めました。

② 内部監査の状況

a 組織・人員及び手続

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役会長の命を受けた3名の内部監査担当者が各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する部署については、他部署に所属する内部監査担当者が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。

内部監査担当者は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正性の確認、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全を目指します。内部監査担当者は監査結果を代表取締役に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性が高まるように努めています。

なお、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との意見交換・情報交換を行う、定期開催の三様監査に出席し、三者間での情報共有を適宜図り、監査機能の有効性、効率性を高めるための取組みを行っております。

b 内部監査と監査役監査との連携状況

内部監査担当者は、監査役会にて、内部監査の実施状況を報告するとともに、指摘事項及びその改善状況について、情報を共有しております。また、内部監査担当者は監査役との意見交換を適宜行い、相互に情報等を補完しながら、効果的な監査が実施できるように努めています。

c 内部監査と会計監査との連携状況

内部監査担当者と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画、進捗状況及び結果について打ち合わせ、意見交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

仰星監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

宮島 章、岩渕 誠

d 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他7名です。

e 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、仰星監査法人から同法人の体制等について説明を受け、同法人の独立性、品質管理体制、専門性の有無、当社の事業分野への理解度と監査報酬等を総合的に勘案し、監査役会が定める「会計監査人の選定・評価マニュアル」により評価した結果、当該監査法人を会計監査人として選定することが妥当であると判断しました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価にあたっては、監査役会が定めた「会計監査人選定・評価マニュアル」に基づき、監査チームの体制、監査計画とその進行状況、監査役会或いは経営者等とのコミュニケーションが円滑に図られているか、独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているか、等について確認をいたしました。また、会計監査人から、日本公認会計士協会による品質管理レビューについて、その結果の報告と説明を受け、監査法人としての品質管理に問題は無いと評価しました。

この結果、当社の会計監査人による会計監査は有効に機能し適切に行われており、その体制についても整備・運用が行われていると判断いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
8,800	—	11,660	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）
該当事項はありません。

c その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針
当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画、監査内容、当社の事業規模等を勘案し、当社と監査法人との協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、妥当と判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額(注)が決定されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議、監査役については、監査役の協議により決定しております。

当事業年度の役員報酬等に関しては、代表取締役会長が各取締役の職務の内容、実績、成果等を勘案し、各取締役の報酬原案を提示の上、2021年3月24日開催の取締役会において、協議の上決定いたしました。

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。同決議時の当該定めに係る取締役は6名、本書提出日現在においては8名となっております。

(注) 2. 監査役の報酬限度額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において、年額3千万円以内と決議しております。同決議時の当該定めに係る監査役は1名、本書提出日現在においては3名となっております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	89,100	72,900	7,600	8,600	5
監査役 (社外監査役を除く)	12,200	11,100	—	1,100	1
社外役員 (社外取締役・社外監査役)	12,500	12,000	500	—	3

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式においては、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合に区分しており、これに該当しない場合においては、純投資目的以外の目的である投資株式と区分することを基準としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、上場株式を純投資目的以外の目的で保有(以下、「政策保有」という。)するに当たっては、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本としております。上場株式の政策保有に際しては、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎年取締役会で検証いたします。なお、政策保有の意義が必ずしも十分でないと判断される場合には、当該株式の縮減を図ります。

また、政策保有する株式の議決権行使に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の向上に繋がるかどうかを基本方針とし、コーポレート・ガバナンス整備状況及びコンプライアンス体制なども勘案の上、様々な検討を十分に行い、総合的に判断します。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	3	1,559
非上場株式以外の株式	—	—

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）及び当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。
なお、子会社であった台湾網屋股份有限公司は、2020年11月に清算終了したため、当事業年度末に子会社はありません。
- (2) 当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	546,184	939,819
売掛金	161,418	149,335
仕掛品	67,020	114,526
原材料及び貯蔵品	182,159	166,908
前渡金	54,727	56,262
前払費用	39,171	28,573
その他	1,616	4,012
流動資産合計	1,052,298	1,459,439
固定資産		
有形固定資産		
建物	61,925	63,822
減価償却累計額	△26,828	△31,249
建物（純額）	35,097	32,572
工具、器具及び備品	107,281	110,940
減価償却累計額	△71,295	△85,573
工具、器具及び備品（純額）	35,986	25,367
有形固定資産合計	71,083	57,939
無形固定資産		
ソフトウエア	69,651	109,060
ソフトウエア仮勘定	15,447	10,481
その他	2,231	2,173
無形固定資産合計	87,331	121,715
投資その他の資産		
投資有価証券	1,559	1,559
関係会社株式	25,593	—
出資金	110	110
長期前払費用	3,651	3,346
繰延税金資産	60,453	65,019
保険積立金	70,696	82,029
敷金	61,981	59,157
その他	930	12,898
投資その他の資産合計	224,975	224,121
固定資産合計	383,389	403,776
資産合計	1,435,688	1,863,216

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,233	35,101
1年内返済予定の長期借入金	7,517	80,232
未払金	87,685	37,683
未払費用	122,112	99,692
未払法人税等	51,123	37,881
前受金	606,143	744,867
預り金	17,682	12,937
その他	27,365	52,878
流動負債合計	961,863	1,101,273
固定負債		
長期借入金	—	135,016
退職給付引当金	29,215	36,804
役員退職慰労引当金	107,500	117,200
固定負債合計	136,715	289,020
負債合計	1,098,578	1,390,293
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,056	7,377
資本剰余金合計	1,056	7,377
利益剰余金		
その他利益剰余金	836	273
特別償却準備金	313,929	440,423
繰越利益剰余金	314,765	440,697
利益剰余金合計	△28,711	△25,152
自己株式		
株主資本合計	337,110	472,922
純資産合計	337,110	472,922
負債純資産合計	1,435,688	1,863,216

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,134,620
売掛金	214,188
仕掛品	57,073
原材料及び貯蔵品	187,586
その他	134,082
流動資産合計	<u>1,727,552</u>

固定資産

有形固定資産	49,633
無形固定資産	
ソフトウエア	93,118
ソフトウエア仮勘定	9,937
その他	2,130
無形固定資産合計	<u>105,185</u>
投資その他の資産	<u>229,141</u>
固定資産合計	<u>383,959</u>
資産合計	<u>2,111,511</u>

負債の部

流動負債

買掛金	63,559
1年内返済予定の長期借入金	80,232
未払法人税等	74,331
前受金	833,974
その他	158,909
流動負債合計	<u>1,211,005</u>

固定負債

長期借入金	71,203
役員退職慰労引当金	126,000
退職給付引当金	38,634
固定負債合計	<u>235,837</u>
負債合計	<u>1,446,842</u>

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
資本剰余金	7,377
利益剰余金	632,443
自己株式	△25,152
株主資本合計	<u>664,669</u>
純資産合計	<u>664,669</u>
負債純資産合計	<u>2,111,511</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
売上高	2,161,981	2,314,581
売上原価	998,781	1,000,705
売上総利益	1,163,200	1,313,876
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,034,965	※1,※2 1,126,951
営業利益	128,234	186,924
営業外収益		
受取利息	23	16
受取配当金	—	100
受取手数料	296	498
助成金収入	353	108
その他	1,048	134
営業外収益合計	1,721	858
営業外費用		
支払利息	88	1,432
為替差損	245	242
その他	454	300
営業外費用合計	788	1,975
経常利益	129,167	185,808
特別損失		
固定資産除却損	254	220
関係会社清算損	—	2,156
特別損失合計	254	2,376
税引前当期純利益	128,912	183,431
法人税、住民税及び事業税	51,123	62,066
法人税等調整額	1,603	△4,566
法人税等合計	52,726	57,500
当期純利益	76,186	125,931

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)		当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費	※ 1	257,634	24.0	313,129	26.8
II 労務費		277,368	25.8	352,506	30.2
III 外注費		414,447	38.6	359,535	30.8
IV 経費		124,016	11.6	142,120	12.2
当期総製造費用		1,073,467	100.0	1,167,292	100.0
期首仕掛品たな卸高		92,596		67,020	
合計		1,166,063		1,234,313	
期末仕掛け品たな卸高		67,020		114,526	
他勘定振替高		100,261		119,081	
当期売上原価		998,781		1,000,705	

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
※1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。	※1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。
地代家賃 42,289千円	地代家賃 46,107千円
ソフトウェア利用料 24,645千円	ソフトウェア利用料 25,951千円
減価償却費 17,394千円	減価償却費 37,799千円
※2 他勘定振替高の主な内訳は以下のとおりであります。	※2 他勘定振替高の主な内訳は以下のとおりであります。
販売費 46,507千円	販売費 56,407千円
ソフトウェア仮勘定 53,754千円	ソフトウェア仮勘定 62,673千円
(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。	(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	
売上高	2,146,087
売上原価	1,022,163
売上総利益	1,123,923
販売費及び一般管理費	835,701
営業利益	288,221
営業外収益	
受取利息	12
助成金収入	12,122
その他	1,588
営業外収益合計	13,723
営業外費用	
支払利息	1,302
為替差損	1,044
上場関連費用	2,000
その他	45
営業外費用合計	4,392
経常利益	297,552
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	297,552
法人税等	105,805
四半期純利益	191,746

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	—	—	1,400	237,178	238,579	△44,354	244,224	
当期変動額									
自己株式の処分		1,056	1,056				15,643	16,700	
特別償却準備金の取崩				△564	564	—	—	—	
当期純利益					76,186	76,186		76,186	
当期変動額合計	—	1,056	1,056	△564	76,750	76,186	15,643	92,886	
当期末残高	50,000	1,056	1,056	836	313,929	314,765	△28,711	337,110	
								337,110	

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	1,056	1,056	836	313,929	314,765	△28,711	337,110	
当期変動額									
自己株式の処分		6,320	6,320				3,559	9,880	
特別償却準備金の取崩				△562	562	—	—	—	
当期純利益					125,931	125,931		125,931	
当期変動額合計	—	6,320	6,320	△562	126,494	125,931	3,559	135,811	
当期末残高	50,000	7,377	7,377	273	440,423	440,697	△25,152	472,922	
								472,922	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	128,912	183,431
減価償却費	35,752	67,694
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△709	—
退職給付引当金の増減額（△は減少）	5,907	7,589
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	7,100	9,700
受取利息及び受取配当金	△23	△116
支払利息	88	1,432
固定資産除却損	254	220
関係会社清算損益（△は益）	—	2,156
売上債権の増減額（△は増加）	△29,149	12,082
たな卸資産の増減額（△は増加）	△87,433	△32,254
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,626	△7,132
前受金の増減額（△は減少）	108,510	138,723
未払金の増減額（△は減少）	24,598	△37,625
未払費用の増減額（△は減少）	12,245	△22,420
未払消費税等の増減額（△は減少）	16,136	25,583
その他	△15,111	962
小計	205,451	350,026
利息及び配当金の受取額	23	111
利息の支払額	△84	△1,505
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	6,368	△75,305
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,759	273,326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,500	—
有形固定資産の取得による支出	△28,461	△24,897
無形固定資産の取得による支出	△75,688	△72,393
保険積立金の積立による支出	△11,631	△11,993
ゴルフ会員権の取得による支出	—	△10,080
関係会社の清算による収入	—	23,424
その他	391	△1,361
投資活動によるキャッシュ・フロー	△116,889	△97,302
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	230,000
長期借入金の返済による支出	△27,996	△22,269
自己株式の処分による収入	16,700	9,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,296	217,611
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	83,573	393,635
現金及び現金同等物の期首残高	444,611	528,184
現金及び現金同等物の期末残高	※ 528,184	※ 921,819

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～33年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～33年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社は通常の販売やレンタル目的で保有するたな卸資産の評価方法として、従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より総平均法による原価法に変更しております。

これは、在庫管理システムの導入を機に、総平均法にて在庫評価を行う方が、より適切なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによる変更です。

なお、当該変更による影響額は軽微であるため、遡及修正は行っておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定期

2022年12月期の期首より適用予定期であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度（自2020年1月1日至2020年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイドライン等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号2020年3月31日)

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。しかし、更なる影響の拡大や収束時期等によっては、減損損失の測定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28.9%、当事業年度36.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71.1%、当事業年度63.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
給料及び手当	299,264千円	358,274千円
減価償却費	17,503	29,413
役員退職慰労引当金繰入額	7,100	9,700
退職給付費用	11,036	14,428

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
	49,202千円	52,657千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000
自己株式				
普通株式（注）	947	—	334	613
合計	947	—	334	613

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少334株は、第三者割当による自己株式の処分によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第1回新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	5,000	45,000	—	50,000
合計	5,000	45,000	—	50,000
自己株式				
普通株式（注）1.2	613	5,517	760	5,370
合計	613	5,517	760	5,370

(注) 1. 普通株式の増加45,000株、及び普通株式の自己株式の株式数の増加5,517株は、2020年11月20日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少760株は、第三者割当による自己株式の処分によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
合計		—	—	—	—	—

(注) 当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第1回新株予約権及び第2回新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
現金及び預金勘定	546,184千円	939,819千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△18,000	△18,000
現金及び現金同等物	528,184	921,819

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の関係会社株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、財務経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	546,184	546,184	—
(2) 売掛金	161,418	161,418	—
資産計	707,603	707,603	—
(1) 買掛金	42,233	42,233	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	7,517	7,517	—
(3) 未払金	87,685	87,685	—
負債計	137,436	137,436	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,559
関係会社株式	25,593

※上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	546,184	—	—	—
売掛金	161,418	—	—	—
合計	707,603	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 (千円)
長期借入金	7,517	—	—	—

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、財務経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	939,819	939,819	—
(2) 売掛金	149,335	149,335	—
資産計	1,089,155	1,089,155	—
(1) 買掛金	35,101	35,101	—
(2) 未払金	37,683	37,683	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期 借入金を含む)	215,248	215,188	△59
負債計	288,032	287,973	△59

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行つた場合に想定される利率で割引いて算定する方法によつております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,559

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	939,819	—	—	—
売掛金	149,335	—	—	—
合計	1,089,155	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 (千円)
長期借入金	80,232	80,232	54,784	—

(退職給付関係)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型制度である退職一時金制度及び確定拠出年金制度（前払退職金制度との選択制）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、従業員の役職と等級及び勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また、当社は、複数事業主制度の日本ITソフトウェア企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	23,308千円
退職給付費用	6,342
退職給付の支払額	△435
退職給付引当金の期末残高	29,215

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当事業年度 (2019年12月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	29,215千円
退職給付引当金	29,215

(3) 退職給付費用

当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	6,342千円

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、5,907千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（2019年3月31日現在）

年金資産の額	49,969,080千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額 との合計額	47,438,781
差引額	2,530,299

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（2019年3月31日現在）

0.3%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、別途積立金（792,095千円）及び当年度剩余金（1,738,204千円）であります。なお、上記（2）の割合は当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,014千円であります。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型制度である退職一時金制度及び確定拠出年金制度（前払退職金制度との選択制）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、従業員の役職と等級及び勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また、当社は、複数事業主制度の日本ITソフトウェア企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	29,215千円
退職給付費用	8,069
退職給付の支払額	△480
退職給付引当金の期末残高	36,804

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当事業年度 (2020年12月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	36,804千円
退職給付引当金	36,804

(3) 退職給付費用

当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	8,069千円

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、7,784千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（2020年3月31日現在）

年金資産の額	49,775,272千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額 との合計額	48,053,556
差引額	1,721,716

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（2020年3月31日現在）

0.4%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、別途積立金（2,520,436千円）及び当年度不足金（△798,720千円）であります。なお、上記（2）の割合は当社の実際の負担割合とは一致していません。

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,380千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員33名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 411,200株
付与日	2019年12月18日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2021年12月6日～2029年11月19日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	411,200
失効	—
権利確定	—
未確定残	411,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

		第1回新株予約権
権利行使価格	(注) (円)	75
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)		—

(注) 2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、折衷方式（純資産価額方式と類似業種比準方式）に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの	一千円
権利行使日における本源的価値の合計額	

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員33名	当社取締役2名 当社従業員35名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式411,200株	普通株式101,600株
付与日	2019年12月18日	2020年11月20日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年12月6日～2029年11月19日	2022年11月19日～2030年11月18日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	411,200	—
付与	—	101,600
失効	1,600	—
権利確定	—	—
未確定残	409,600	101,600
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	75	163
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っており、分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、折衷方式（純資産価額方式と類似業種比準方式）に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	35,840千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの	一千円
権利行使日における本源的価値の合計額	

(税効果会計関係)
前事業年度（2019年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	37,184千円
退職給付引当金	10,105
未払事業税	5,500
資産除去債務費用否認	4,655
未払法定福利費	2,644
その他	1,644
繰延税金資産小計	<u>61,732</u>
評価性引当額	<u>△835</u>
繰延税金資産合計	<u>60,897</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	△444
繰延税金負債合計	<u>△444</u>
繰延税金資産の純額	<u>60,453</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.8
住民税均等割	0.7
税額控除	△7.8
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.9</u>

当事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2020年12月31日)	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	40,539千円
退職給付引当金	12,730
資産除去債務費用否認	5,742
未払事業税	3,603
未払法定福利費	1,306
その他	2,078
繰延税金資産小計	66,000
評価性引当額	△835
繰延税金資産合計	65,164
繰延税金負債	
特別償却準備金	△145
繰延税金負債合計	△145
繰延税金資産の純額	65,019

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2020年12月31日)	
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
住民税均等割	0.5
税額控除	△4.8
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4

(持分法損益等)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、解約時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、解約時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)
【セグメント情報】
 前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、製品・サービス別に各事業部にて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「データセキュリティ事業」及び「ネットワークセキュリティ事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

① データセキュリティ事業

ログ管理ソフトウェア製品の開発・販売・製品の保守サービス、および情報セキュリティマネジメントシステムの構築、監査、運用支援サービスを提供しております。

② ネットワークセキュリティ事業

ネットワークセキュリティシステムのコンサルティングやその設計・構築・運用代行サービスやクラウドネットワークサービスの開発・販売を行っております。また、ネットワークセキュリティシステムの構築やサービス提供のため、ネットワーク機器の販売やレンタルを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 3
	データ セキュリティ事業	ネットワーク セキュリティ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,030,093	1,131,888	2,161,981	—	2,161,981
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	1,030,093	1,131,888	2,161,981	—	2,161,981
セグメント利益	589,252	112,634	701,886	△573,651	128,234

- (注) 1. セグメント利益の調整額△573,651千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 2. セグメント資産については事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。
 3. セグメント利益は財務諸表の営業利益と調整を行っております。

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、製品・サービス別に各事業部にて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「データセキュリティ事業」及び「ネットワークセキュリティ事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

① データセキュリティ事業

ログ管理ソフトウェア製品の開発・販売・製品の保守サービス、および情報セキュリティマネジメントシステムの構築、監査、運用支援サービスを提供しております。

② ネットワークセキュリティ事業

ネットワークセキュリティシステムのコンサルティングやその設計・構築・運用代行サービスやクラウドネットワークサービスの開発・販売を行っております。また、ネットワークセキュリティシステムの構築やサービス提供のため、ネットワーク機器の販売やレンタルを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 3
	データ セキュリティ事業	ネットワーク セキュリティ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,050,004	1,264,577	2,314,581	—	2,314,581
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	1,050,004	1,264,577	2,314,581	—	2,314,581
セグメント利益	601,980	218,198	820,178	△633,253	186,924

(注) 1. セグメント利益の調整額△633,253千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント資産については事業セグメントに資産を配分していないため、記載していません。

3. セグメント利益は財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	96円05銭	132円46銭
1株当たり当期純利益	23円43銭	35円83銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 2. 当社は、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
当期純利益（千円）	76,186	125,931
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	76,186	125,931
普通株式の期中平均株式数（株）	3,251,185	3,514,584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数514個) なお、これらの概要是、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類 (新株予約権の数639個) なお、これらの概要是、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2021年7月21日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月26日付をもって株式分割及び定款の一部変更を行っております。また、上記株式分割に伴い、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年8月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき80株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	50,000株
株式分割により増加する株式数	3,950,000株

株式分割後の発行済株式総数	4,000,000株
---------------	------------

株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株
----------------	-------------

(3) 株式分割の効力発生日

2021年8月26日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」に及ぼす影響については、当該箇所に反映されております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年8月26日をもって当社の定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 200,000株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 16,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2021年8月26日

4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

5. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社の新株予約権の1株当たり行使価額を2021年8月26日以降、以下のとおり調整いたしました。

	決議年月日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2019年12月5日	6,000円	75円
第2回新株予約権	2020年11月18日	13,000円	163円

6. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。しかし、更なる影響の拡大や収束時期等によっては、減損損失の測定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自2021年1月1日
至2021年9月30日)

減価償却費	53,699千円
-------	----------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自2021年1月1日 至2021年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	データ セキュリティ事業	ネットワーク セキュリティ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	796,519	1,349,567	2,146,087	—	2,146,087
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	796,519	1,349,567	2,146,087	—	2,146,087
セグメント利益	443,130	274,787	717,918	△429,696	288,221

(注) 1. セグメント利益の調整額△429,696千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2021年1月1日 至2021年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	53円70銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益（千円）	191,746
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	191,746
普通株式の期中平均株式数（株）	3,570,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。これに伴い期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	61,925	1,896	—	63,822	31,249	4,421	32,572
工具、器具及び備品	107,281	10,624	6,964	110,940	85,573	21,051	25,367
有形固定資産計	169,207	12,521	6,964	174,763	116,823	25,473	57,939
無形固定資産							
ソフトウエア	304,262	77,360	65,959	315,663	206,602	37,922	109,060
ソフトウエア仮勘定	15,447	66,773	71,740	10,481	—	—	10,481
その他	2,783	—	—	2,783	610	57	2,173
無形固定資産計	322,494	144,133	137,699	328,928	207,212	37,980	121,715

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウエア 自社利用ソフトウエア 8,297千円
 販売用ソフトウエア 69,062千円

ソフトウエア仮勘定 販売用ソフトウエア 66,773千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウエア 販売用ソフトウエア 63,925千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,517	80,232	0.7	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	135,016	0.7	2022年1月～ 2023年10月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	7,517	215,248	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,232	54,784	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員退職慰労引当金	107,500	9,700	—	—	117,200

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	147
預金	
普通預金	921,672
定期預金	18,000
小計	939,672
合計	939,819

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ネットプロテクションズ	20,384
株式会社ネットワールド	14,480
SB C&S株式会社	14,106
富士通ミドルウェア株式会社	5,300
兼松エレクトロニクス株式会社	4,263
その他	90,799
合計	149,335

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
161,418	1,787,527	1,799,610	149,335	92.3	31.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額(千円)
プロジェクト仕掛け品	114,526
合計	114,526

二. 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料 ネットワーク機器	166,842
小計	166,842
貯蔵品 印紙	44
切手	21
小計	66
合計	166,908

②流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
レバテック株式会社	6,041
株式会社エフタイム	4,782
ダイワボウ情報システム株式会社	3,140
株式会社セラク	3,122
株式会社クラウドテクノロジーズ	2,675
その他	15,338
合計	35,101

ロ. 未払費用

相手先	金額（千円）
従業員給与	77,482
社会保険料	20,341
年金基金	1,382
確定拠出年金掛金	380
その他	105
合計	99,692

ハ. 前受金

相手先	金額（千円）
株式会社ネットワールド	127,134
SB C&S株式会社	120,068
ダイワボウ情報システム株式会社	87,474
株式会社日立ソリューションズ	59,311
日本電気株式会社	48,088
その他	302,790
合計	744,867

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： https://www.amiya.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 11月20日	伊藤整一	千葉県市川市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社代表取締役社長）（注）5	株式会社チャカル 代表取締役 伊藤整一	千葉県市川市幸一丁目22番10号	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	1,456	72,800,000 (50,000) (注) 4	資産管理会社への移動
2021年 4月5日	網屋従業員持株会 理事長 新納 隆広	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	寺園 雄記	埼玉県蕨市	特別利害関係者等（当社取締役）	63	-	取締役就任に伴う網屋従業員持株会からの退会
2021年 4月5日	網屋従業員持株会 理事長 新納 隆広	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	佐久間 貴	東京都江戸川区	特別利害関係者等（当社取締役）	63	-	取締役就任に伴う網屋従業員持株会からの退会

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
 また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出して価格を参考として、当事者間で協議のうえ決定した価格であります。
5. 伊藤 整一は、2020年3月30日付で当社代表取締役会長に選任されております。
6. 2020年10月21日開催の取締役会決議により、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で、2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	株式②	新株予約権②
発行(処分)年月日	2019年12月20日	2019年12月18日	2020年12月2日	2020年11月20日
種類	普通株式 (自己株式)	第1回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式 (自己株式)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行(処分)数	334株	普通株式 514株	760株	普通株式 1,270株
発行(処分)価格	50,000円 (注)4	60,000円 (注)5	13,000円 (注)4	13,000円 (注)5
資本組入額	— (注)6	30,000円	— (注)6	6,500円
発行(処分)価額の総額	16,700,000円	30,840,000円	9,880,000円	16,510,000円
資本組入額の総額	— (注)6	15,420,000円	— (注)6	8,255,000円
発行(処分)方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	2019年12月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	第三者割当の方法による自己株式の処分	2020年11月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行（処分）価格は純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 自己株式の処分のため資本組入額はありません。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき60,000円	1株につき13,000円
行使期間	2021年12月6日から 2029年11月19日まで	2022年11月19日から 2030年11月18日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得はできない。	譲渡による新株予約権の取得はできない。

(注) 1. 退職等により従業員2名2株分の権利を消却しております。 (新株予約権①)

(注) 2. 退職等により従業員1名20株分の権利を消却しております。 (新株予約権②)

8. 2020年10月21日開催の取締役会決議により、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で、2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
網屋従業員持株会 理事長 新納 隆広	東京都中央区日本橋浜町 三丁目3番2号	持株会	124	6,200,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 持株会 (注) 1
伊藤 整一	千葉県市川市	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役 社長、大株主上位 10名) (注) 2
石田 晃太	千葉県船橋市	会社役員	25	1,250,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締 役、大株主上位10 名) (注) 3
田口 信夫	東京都大田区	会社役員	20	1,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
柴崎 正道	東京都三鷹市	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大 株主上位10名)
寺園 雄記	埼玉県蕨市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員 (注) 4
石田 隆二	千葉県船橋市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
森 行博	埼玉県新座市	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
五十嵐 隆	東京都武蔵野市	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大須賀 正之	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐久間 貴	東京都江戸川区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員 (注) 5
久鍋 由之	東京都江東区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
秋葉 澄伸	北海道札幌市中央区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
今井 雅己	北海道札幌市北区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社従業員
新納 隆広	東京都新宿区	会社員	5	250,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社従業員
加藤 光栄	東京都杉並区	会社員	5	250,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社従業員
高本 良	茨城県守谷市	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
株式会社エヴリカ 代表取締役 山田 直樹 資本金 300,000円	神奈川県藤沢市南藤沢 20番17号	ソフトウェア 開発	5	250,000 (50,000)	取引先
株式会社クリアコード 代表取締役 須藤 功平 資本金 9,750,000円	埼玉県所沢市緑町二丁目 6番5号	ソフトウェア 開発	5	250,000 (50,000)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
アマランス合同会社 代表社員 保川 昌英 資本金 1,000,000円	東京都北区西ヶ原二丁目32番12号	情報通信サービスの企画・開発・販売	5	250,000 (50,000)	取引先
石崎 利和	埼玉県さいたま市緑区	自営業	5	250,000 (50,000)	取引先

- (注) 1. 網屋従業員持株会は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 伊藤 整一は、2020年3月30日付で当社代表取締役会長に選任されております。
3. 石田 晃太は、2020年3月30日付で当社代表取締役社長に選任されております。
4. 寺園 雄記は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。
5. 佐久間 貴は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。
6. 2020年10月21日開催の取締役会決議により、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で、2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石田 晃太	千葉県船橋市	会社役員	400	24,000,000 (60,000)	特別利害関係者等(当社の常務取締役、大株主上位10名) (注) 2
伊藤 整一	千葉県市川市	会社役員	30	1,800,000 (60,000)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) (注) 3
新納 隆広	東京都新宿区	会社員	20	1,200,000 (60,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名) 当社従業員
加藤 光栄	東京都杉並区	会社員	10	600,000 (60,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名) 当社従業員
山崎 勝巳	東京都八王子市	会社員	7	420,000 (60,000)	当社従業員
柴崎 正道	東京都三鷹市	会社役員	3	180,000 (60,000)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
森 行博	埼玉県新座市	会社役員	3	180,000 (60,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
寺園 雄記	埼玉県蕨市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社従業員 (注) 4
佐久間 貴	東京都江戸川区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社従業員 (注) 5
久鍋 由之	東京都江東区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社従業員
石田 隆二	千葉県船橋市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社従業員
秋葉 澄伸	北海道札幌市中央区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社従業員
今井 雅巳	北海道札幌市北区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高本 良	茨城県守谷市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社従業員
宮田 昌紀	千葉県流山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
今村 康平	埼玉県川口市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
蓑嶋 時浩	東京都江東区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
安立 秀謙	東京都江東区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
下河邊 裕基	神奈川県海老名市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
亀井 芳彦	埼玉県川口市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
別府 征英	千葉県船橋市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
浅野 武志	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
加藤 慶彦	千葉県千葉市中央区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
小松 優希	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
加茂 沙織	東京都府中市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
河本 亘氏	埼玉県朝霞市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
岡田 恒介	東京都板橋区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
小宮山 貴弘	東京都文京区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
菊池 功	東京都大田区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
加藤 宏幸	東京都江東区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
関根 正夫	東京都板橋区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
東郷 君樹	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
伊勢 教亨	千葉県千葉市稲毛区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
西倉 洋輔	埼玉県戸田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員
青野 まゆ	千葉県船橋市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 石田 晃太は、2020年3月30日付で当社代表取締役社長に選任されております。
3. 伊藤 整一は、2020年3月30日付で当社代表取締役会長に選任されております。
4. 寺園 雄記は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となっております。
5. 佐久間 貴は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となっております。

6. 2020年10月21日開催の取締役会決議により、2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で、2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
網屋従業員持株会 理事長 新納 隆広	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	持株会	760	9,880,000 (13,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 持株会

(注) 1. 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柴崎 正道	東京都三鷹市	会社役員	120	1,560,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
森 行博	埼玉県新座市	会社役員	120	1,560,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
寺園 雄記	埼玉県蕨市	会社員	120	1,560,000 (13,000)	当社従業員 (注) 2
佐久間 貴	東京都江戸川区	会社員	120	1,560,000 (13,000)	当社従業員 (注) 3
久鍋 由之	東京都江東区	会社員	70	910,000 (13,000)	当社従業員
石田 隆二	千葉県船橋市	会社員	70	910,000 (13,000)	当社従業員
秋葉 澄伸	北海道札幌市中央区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
石川 貴之	北海道札幌市西区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
今井 雅巳	北海道札幌市北区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
高本 良	茨城県守谷市	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
安立 秀謙	東京都江東区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
蓑嶋 時浩	東京都江東区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
下河邊 裕基	神奈川県海老名市	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
亀井 芳彦	埼玉県川口市	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
浅野 武志	神奈川県川崎市麻生区	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
別府 征英	千葉県船橋市	会社員	30	390,000 (13,000)	当社従業員
今村 康平	埼玉県川口市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
岡田 恒介	東京都板橋区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
加藤 慶彦	千葉県千葉市中央区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
加藤 宏幸	東京都江東区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
加茂 沙織	東京都府中市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
河本 亘氏	埼玉県朝霞市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
菊池 功	東京都大田区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
小宮山 貴弘	東京都文京区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
小松 優希	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
東郷 君樹	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
高根沢 守	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
米澤 麻子	東京都大田区	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
宮田 昌紀	千葉県流山市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社従業員
伊勢 敦亨	千葉県千葉市稲毛区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
関根 正夫	東京都板橋区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
西倉 洋輔	埼玉県戸田市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
青野 まゆ	千葉県船橋市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
石井 由紀子	千葉県市川市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
宮崎 優子	東京都中央区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員
柳田 鈴香	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
2. 寺園 雄記は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となっています。
3. 佐久間 貴は、2021年3月24日付で当社取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となっています。
4. 2021年7月21日開催の取締役会決議により、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社チャクル(注)2.6	千葉県市川市幸一丁目22番10号	1,164,800	28.55
石田 晃太(注)1.2.3	千葉県船橋市	727,200 (320,000)	17.82 (7.84)
伊藤 整一(注)1.2.3	千葉県市川市	454,400 (24,000)	11.14 (0.59)
投資事業組合オリックス9号(注)2	東京都港区浜松町二丁目4番1号	400,000	9.80
株式会社セキュアヴェイル(注)2	大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号	176,000	4.31
網屋従業員持株会(注)2	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	149,920	3.67
柴崎 正道(注)2.3	東京都三鷹市	116,800 (12,000)	2.86 (0.29)
新納 隆広(注)2.7	東京都新宿区	100,800 (16,000)	2.47 (0.39)
加藤 光栄(注)2.7	東京都杉並区	84,800 (8,000)	2.08 (0.20)
山崎 勝巳(注)2.7	東京都八王子市	70,400 (5,600)	1.73 (0.14)
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都港区南青山三丁目10番43号	48,000	1.18
吉田 武央	東京都世田谷区	48,000	1.18
株式会社ネットブレインズ	東京都中央区明石町六丁目22番	40,000	0.98
吉田 志津子	東京都世田谷区	32,000	0.78
佐藤 和之	東京都品川区	32,000	0.78
寺園 雄記(注)3	埼玉県蕨市	25,040 (12,000)	0.61 (0.29)
佐久間 貴(注)3	東京都江戸川区	25,040 (12,000)	0.61 (0.29)
森 行博(注)3	埼玉県新座市	20,000 (12,000)	0.49 (0.29)
宮田 昌紀(注)7	千葉県流山市	18,400 (2,400)	0.45 (0.06)
田口 信夫(注)4	東京都大田区	16,000	0.39
久鍋 由之(注)7	東京都江東区	16,000 (8,000)	0.39 (0.20)
石田 隆二(注)7	千葉県船橋市	16,000 (8,000)	0.39 (0.20)
奥村 正也	千葉県千葉市美浜区	16,000	0.39
後藤 俊哉	神奈川県川崎市宮前区	16,000	0.39
藤原 洋	東京都杉並区	16,000	0.39
マジー販売株式会社	大阪府大阪市西成区太子一丁目1番20号	16,000	0.39
秋葉 澄伸(注)7	北海道札幌市中央区	12,000 (4,000)	0.29 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
今井 雅己 (注) 7	北海道札幌市北区	12,000 (4,000)	0.29 (0.10)
安田 聰子 (注) 7	東京都世田谷区	8,000	0.20
鈴木 利夫 (注) 7	神奈川県川崎市幸区	8,000	0.20
喜多 建紀	東京都大田区	8,000	0.20
株式会社アルファ・イディア・インターナショナル	東京都新宿区西新宿七丁目19番5号	8,000	0.20
須田 学	千葉県浦安市	8,000	0.20
天野 信之	東京都大田区	8,000	0.20
伽場 博文	東京都大田区	8,000	0.20
千羽 亮子	東京都調布市	8,000	0.20
松本 清美	東京都江戸川区	8,000	0.20
柴崎 武子(注) 5	福島県いわき市	8,000	0.20
渡部 郁夫	東京都品川区	8,000	0.20
大瀬 洋子	東京都狛江市	8,000	0.20
五十嵐 隆 (注) 3	東京都武蔵野市	8,000	0.20
大須賀 正之 (注) 3	神奈川県横浜市青葉区	8,000	0.20
高本 良 (注) 7	茨城県守谷市	8,000 (4,000)	0.20 (0.10)
今村 康平 (注) 7	埼玉県川口市	6,400 (2,400)	0.16 (0.06)
井出 宣	東京都足立区	4,000	0.10
株式会社クリアコード	埼玉県所沢市緑町二丁目6番5号	4,000	0.10
株式会社エヴリカ	神奈川県藤沢市南藤沢20番17号	4,000	0.10
アマランス合同会社	東京都北区西ヶ原二丁目32番12号	4,000	0.10
石崎 利和	埼玉県さいたま市緑区	4,000	0.10
河本 亘氏 (注) 7	埼玉県朝霞市	3,200 (2,400)	0.08 (0.06)
簗嶋 時浩 (注) 7	東京都江東区	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
安立 秀謙 (注) 7	東京都江東区	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
下河邊 裕基 (注) 7	神奈川県海老名市	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
亀井 芳彦 (注) 7	埼玉県川口市	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
別府 征英 (注) 7	千葉県船橋市	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
浅野 武志 (注) 7	神奈川県川崎市麻生区	3,200 (3,200)	0.08 (0.08)
津賀 克氏	千葉県千葉市緑区	2,400	0.06

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岡田 恒介 (注) 7	東京都板橋区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
加藤 慶彦 (注) 7	千葉県千葉市中央区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
加藤 宏幸 (注) 7	東京都江東区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
加茂 沙織 (注) 7	東京都府中市	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
菊池 功 (注) 7	東京都大田区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
小宮山 貴弘 (注) 7	東京都文京区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
小松 優希 (注) 7	埼玉県さいたま市大宮区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
東郷 君樹 (注) 7	埼玉県さいたま市浦和区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
石川 貴之 (注) 7	北海道札幌市西区	2,400 (2,400)	0.06 (0.06)
伊勢 敦亨 (注) 7	千葉県千葉市稲毛区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
関根 正夫 (注) 7	東京都板橋区	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
西倉 洋輔 (注) 7	埼玉県戸田市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
青野 まゆ (注) 7	千葉県船橋市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
高根沢 守 (注) 7	埼玉県鶴ヶ島市	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
米澤 麻子 (注) 7	東京都大田区	1,600 (1,600) 8,000 (2,400)	0.04 (0.04) 0.20 (0.06)
所有株式数1,000株以下10名			
計	—	4,080,000 (509,600)	100.00 (12.49)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
 2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等(当社の監査役)
 5. 特別利害関係者等(当社の取締役の二親等内の血族)
 6. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 7. 当社の従業員
 8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社網屋

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員

公認会計士

業務執行社員

宮島 章

指定社員

公認会計士

業務執行社員

岩渕 誠

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社網屋の2019年1月1日から2019年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手續を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社網屋の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社網屋

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

宮島章

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

岩沢誠

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社網屋の2020年1月1日から2020年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社網屋の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社網屋
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

宮島 章

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

岩渕 誠

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社網屋の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社網屋の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上